

令和 5 年度
特許審査の質についての
ユーザー評価調査報告書

令和 5 年 10 月

特 許 庁

要約

1. 調査方法と回収率

令和 5 年度調査は、令和 4 年度の国内出願における特許審査全般の質(票 1)、令和 4 年度の PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)について、オンラインアンケート形式で実施しました(回答受付期間:令和 5 年 5 月～6 月)。

表 1 は、回答率の経年変化を示したものです¹。

表 1: 調査票の回答率

	R5(回答数/対象数)	R4(回答数/対象数)	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
票 1	80.4% (530/659)	84.9% (535/630)	87.3 %	87.0 %	88.0 %	90.0 %	90.6 %	89.3 %	85.5 %	86.8 %	91.8 %	91.4 %
票 2	82.0% (314/383)	85.9% (317/369)	88.4 %	85.1 %	90.5 %	93.5 %	92.3 %	91.2 %	87.4 %	88.7 %	90.6 %	91.8 %

2. 国内出願における特許審査全般の質(票 1)について

令和 4 年度の国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が 96.6%(昨年度調査では 95.7%)、上位評価割合²が 61.1%(同 61.3%)でした(図 1)。

特許庁が達成すべき目標(実施庁目標)に関する「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 96.3%(同 95.9%)、上位評価割合が 65.5%(同 66.1%)であり、令和 4 年度実施庁目標(上位評価割合 65%以上)を達成しました(図 2)。

昨年度調査の結果に基づいて優先項目³とした「判断の均質性」は、「普通」以上の評価の割合が 85.8%(昨年度調査では 81.8%)、上位評価割合 が 36.9%(同 38.6%)でした(図 3)。

同様に優先項目であり、「判断の均質性」の下位項目である「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」は、「普通」以上の評価の割合が 83.4%(同 80.6%)、上位評価割合が 38.1%(同 38.7%)でした(図 4)。

なお、「判断の均質性」の下位項目である「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性」についての評価の割合は、「普通」以上の評価の割合が 79.0%(同 81.8%)、上位評価割合 が 34.5%(同 36.9%)でした(図 5)。

¹ 令和元年度調査までの「A 票」、「C 票」は、令和 2 年度調査から「票 1」、「票 2」に名称変更しました。表 3 の「令和元年度」以前の回答率については、「票 1」、「票 2」を「A 票」、「C 票」に読み替えてください。

² 「満足」・「比較的満足」の評価の割合

³ 個別項目のうち、特許審査全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は要約 5. (1) 参照。

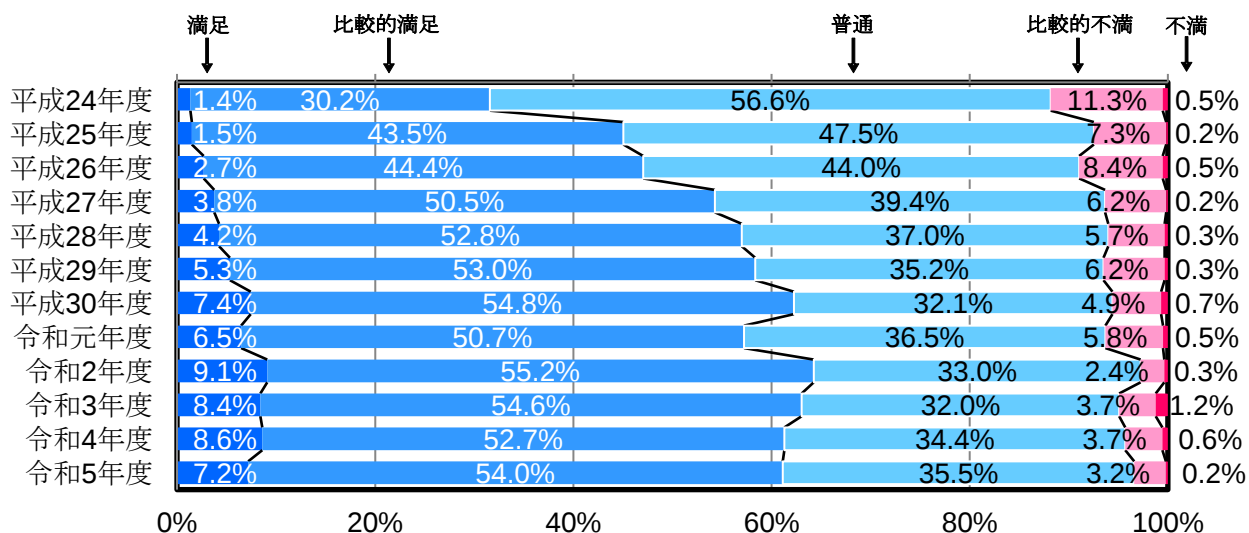


図 1: 国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)

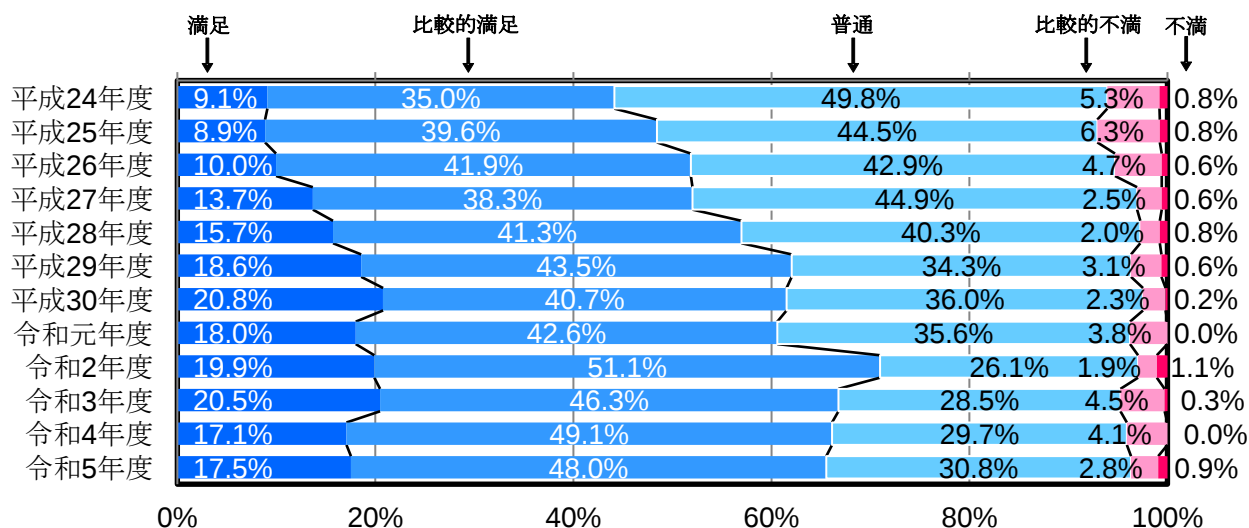


図 2: 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

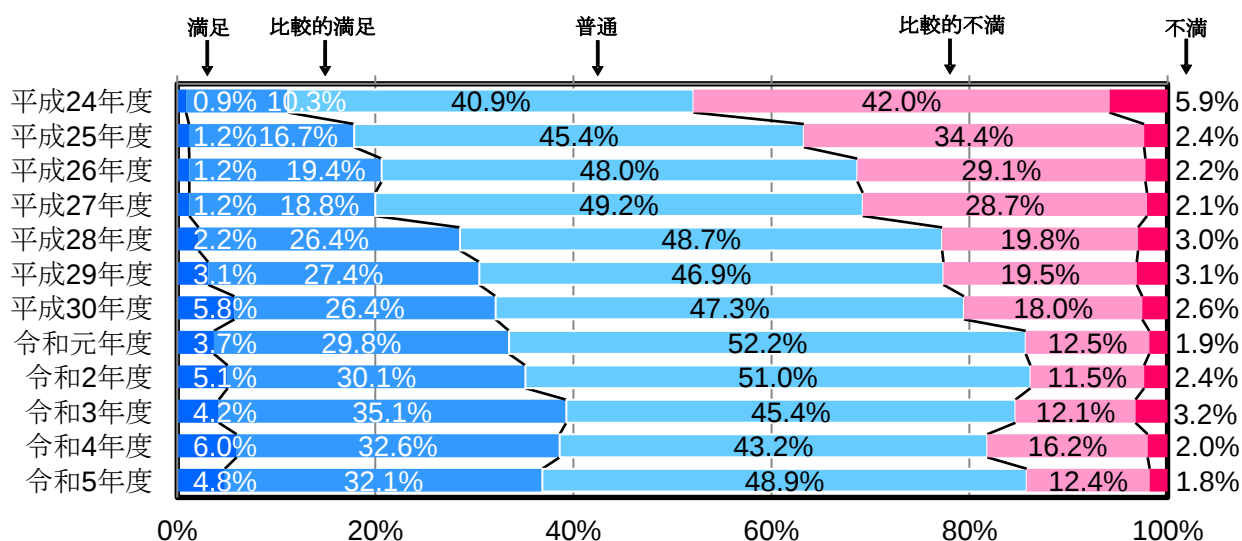


図 3: 判断の均質性についての評価

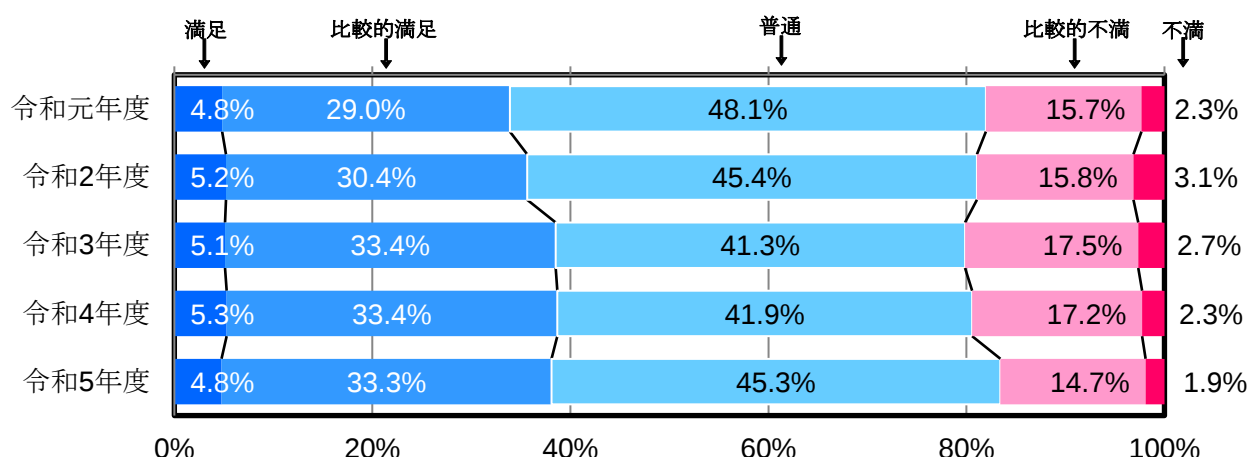


図 4: 第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性についての評価

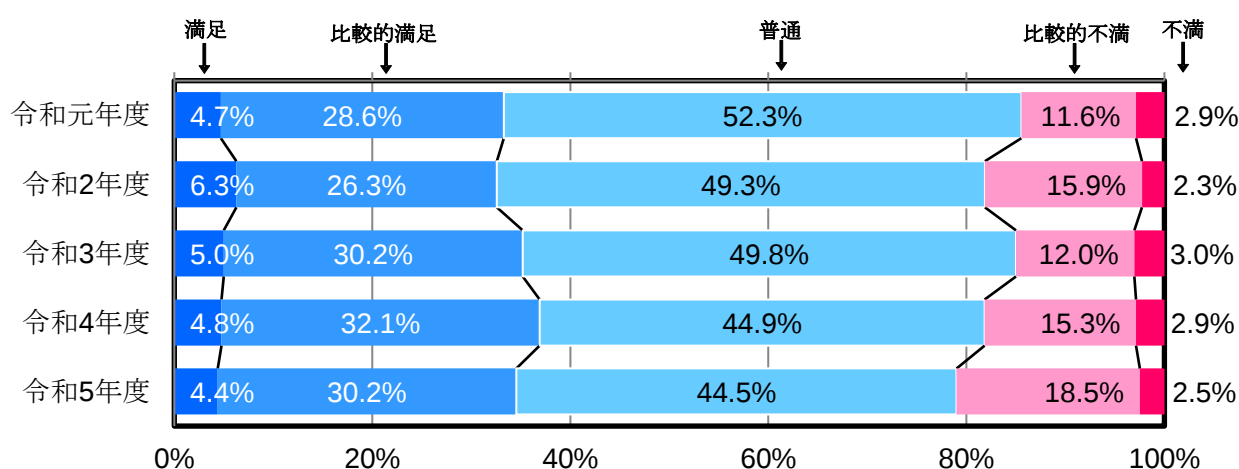


図 5: 第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性についての評価

3. PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)について

令和 4 年度の PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が 97.1%(昨年度調査では 97.5%)、上位評価割合⁴が 63.7%(同 59.0%)でした(図 6)。

昨年度調査の結果に基づいて優先項目⁵とした「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 90.9%(同 82.1%)、上位評価割合が 52.1%(同 43.8%)でした(図 7)。

⁴ 「満足」・「比較的満足」の評価の割合

⁵ 個別項目のうち、国際調査等全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は要約 5. (2) 参照。

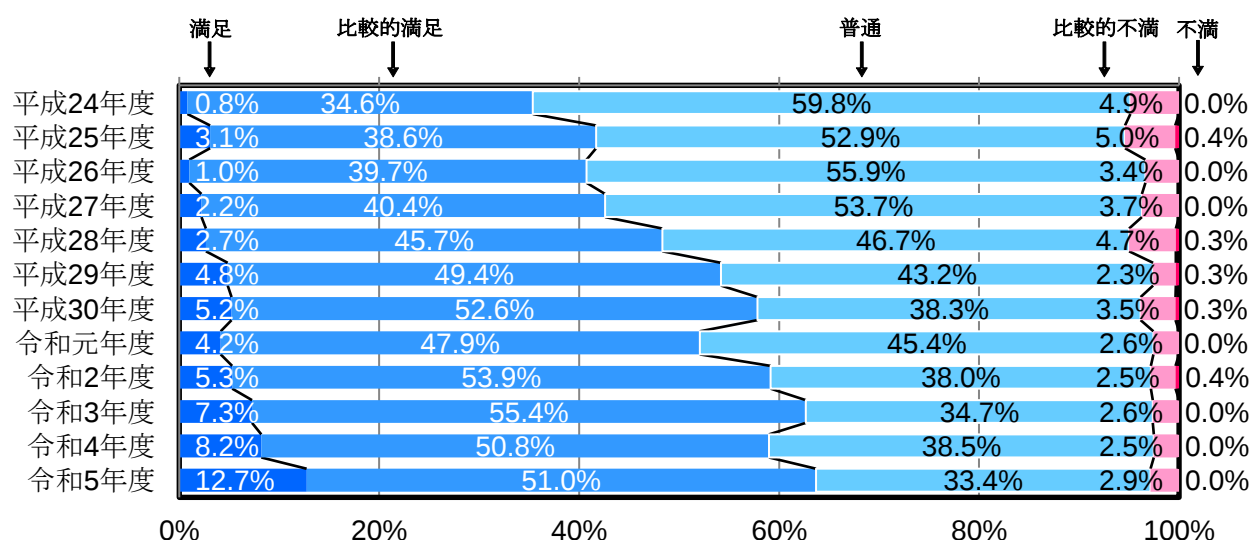


図 6:PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)

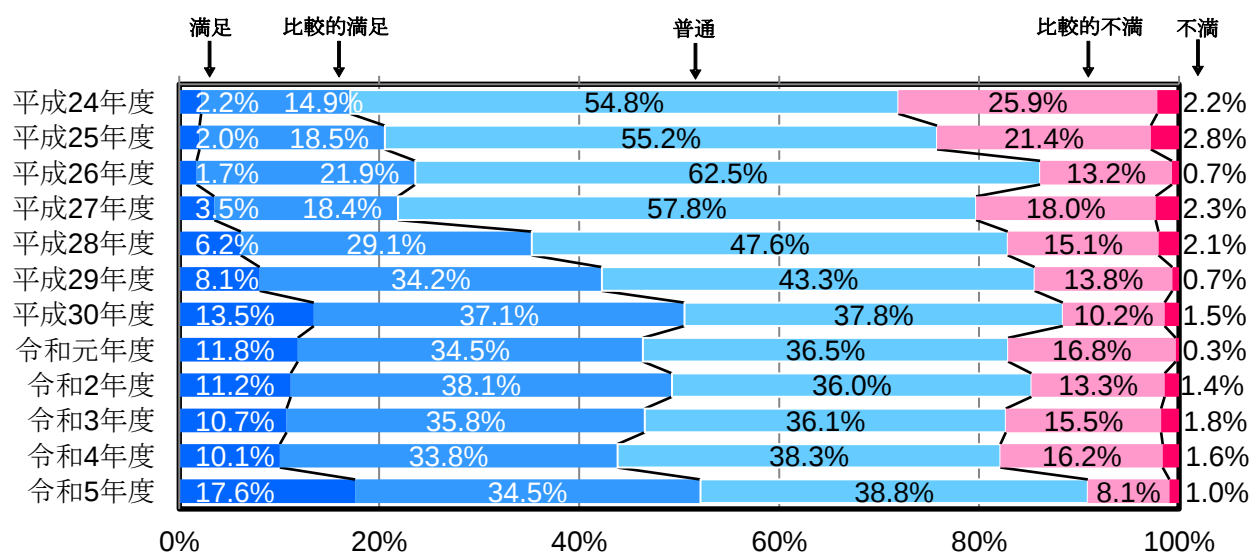


図 7: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性

4. 他の国／地域の特許庁と比較した評価

表2は、特許審査の質に関し、各観点からそれぞれ優れている(又は望ましい)と感じる庁についての回答(複数選択形式)を集計した結果を示したものです。

表2: 各観点からそれぞれ優れている(又は望ましい)と感じる庁⁶

観点	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	192 (58.2%)	61 (18.5%)	91 (27.6%)	44 (13.3%)	49 (14.8%)
発明該当性、産業上の利用可能性(特許適格性)の判断	110 (33.3%)	36 (10.9%)	51 (15.5%)	17 (5.2%)	23 (7.0%)
新規性・進歩性の判断	156 (47.3%)	41 (12.4%)	118 (35.8%)	32 (9.7%)	36 (10.9%)
記載要件の判断	120 (36.4%)	36 (10.9%)	60 (18.2%)	23 (7.0%)	26 (7.9%)
判断の均質性	144 (43.6%)	15 (4.5%)	97 (29.4%)	17 (5.2%)	21 (6.4%)
先行技術文献調査	138 (41.8%)	51 (15.5%)	131 (39.7%)	43 (13.0%)	15 (4.5%)
審査官の技術等に関する専門知識レベル	156 (47.3%)	24 (7.3%)	103 (31.2%)	24 (7.3%)	23 (7.0%)
意見書で主張した事項に対する応答	139 (42.1%)	43 (13.0%)	65 (19.7%)	23 (7.0%)	19 (5.8%)
面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	129 (39.1%)	78 (23.6%)	25 (7.6%)	28 (8.5%)	14 (4.2%)
審査を通して付与された特許の権利範囲	125 (37.9%)	49 (14.8%)	62 (18.8%)	19 (5.8%)	31 (9.4%)

⁶ いずれかの庁で「わからない／経験がない」と回答した者を除いて集計。括弧内は、いずれかの庁で「わからない／経験がない」と回答した者を除く有効回答者数に対する各回答の割合。

5. 回答内容の分析

(1) 個別項目についての評価と全体評価との相関(国内出願)

個別項目についての評価と全体評価との関係は、両者間の相関係数を用いて比較することができます。

図8は、国内出願における特許審査全般の質(票1)の個別項目(全18項目)についての評価の平均値⁷を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。図中左側にある個別項目ほど相対的に評価が低く、図中上側にある個別項目ほど相対的に全体評価との相関が高い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)ことから、図中左上に位置する個別項目に優先的に取り組むべきであると判断できます。今年度調査の結果からは、「判断の均質性」、「第29条第2項(進歩性)の判断の均質性」が優先項目に該当すると考えられます。

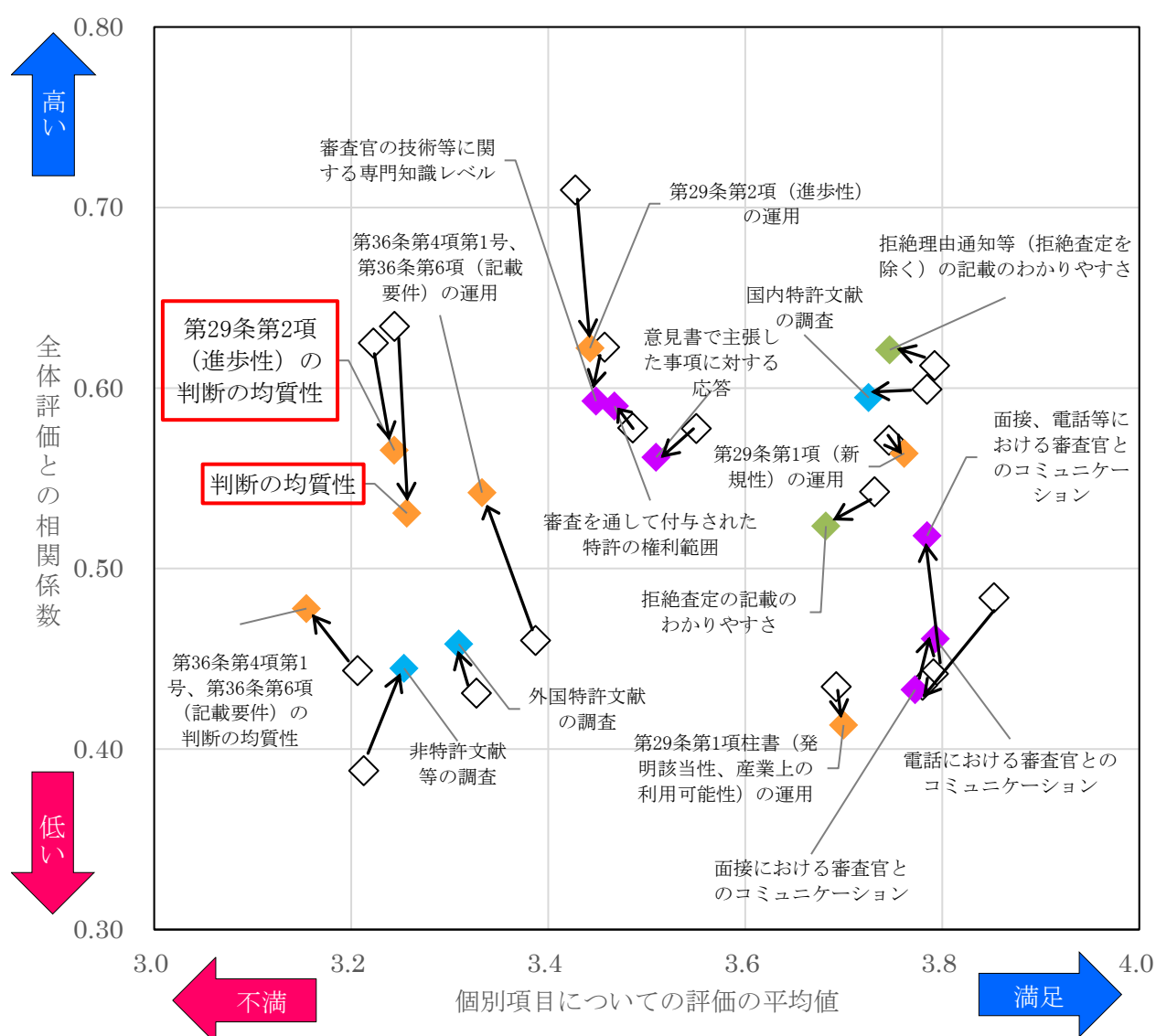


図8: 個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)⁸

(2) 個別項目についての評価と全体評価との相関(PCT 出願)

図 9 は、PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)の個別項目(全 12 項目)についての評価の平均値⁷を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。(1)と同様にして、今年度調査の結果からは、「国際調査等における判断の均質性」が優先項目に該当すると考えられます。

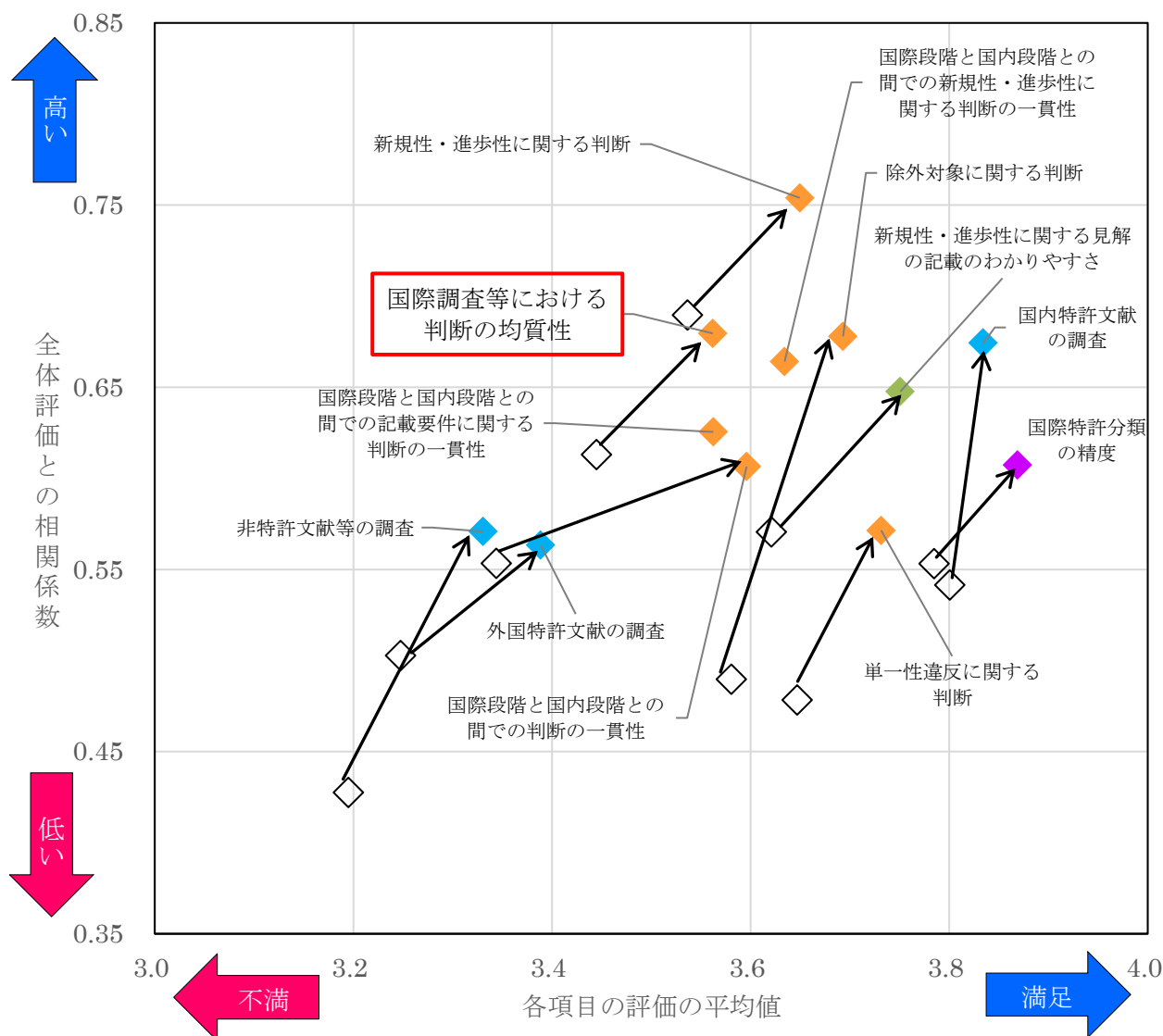


図 9: 個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(PCT 出願)⁸

⁷ 評価を 5(満足)、4(比較的満足)、3(普通)、2(比較的不満)、1(不満)として集計した場合の平均値

⁸ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、拒絶理由通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示しています。白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

目次

1. 調査の概要	1
(1) 背景	1
(2) 本調査の目的	1
(3) 調査方法	1
(4) 回答率と回答者の業種内訳	2
2. 集計結果	4
(1) 国内出願における特許審査全般の質(票 1)について	4
(2) PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)について	13
(3) 他の国／地域の特許庁と比較した評価	19
3. 回答内容の分析	20
(1) 個別項目についての評価と全体評価との相関(国内出願)	20
(2) 個別項目についての評価と全体評価との相関(PCT 出願)	20
4. 調査結果のまとめ	23
5. 今後のユーザー評価調査について	23
謝辞	24
(付録)調査票	25

図目次

図 1: 国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)	4
図 2: 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさについての評価	6
図 3: 拒絶査定の記載のわかりやすさについての評価	7
図 4: 第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用についての評価	7
図 5: 第 29 条第 1 項(新規性)の運用についての評価	7
図 6: 第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価	8
図 7: 第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用についての評価	8
図 8: 判断の均質性についての評価	8
図 9: 第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性についての評価	9
図 10: 第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性についての評価	9
図 11: 国内特許文献の調査についての評価	9
図 12: 外国特許文献の調査についての評価	10
図 13: 非特許文献等の調査についての評価	10
図 14: 審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価	10
図 15: 意見書で主張した事項に対する応答	11
図 16: 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価	11
図 17: 面接における審査官とのコミュニケーションについての評価	11
図 18: 電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価	12
図 19: 審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価	12
図 20: PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)	14
図 21: 国際特許分類の精度についての評価	15
図 22: 除外対象に関する判断についての評価	15
図 23: 単一性違反に関する判断についての評価	15
図 24: 新規性・進歩性に関する判断についての評価	16
図 25: 新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさについての評価	16
図 26: 国際調査等における判断の均質性についての評価	16
図 27: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価	17
図 28: 国内特許文献の調査についての評価	17
図 29: 外国特許文献の調査についての評価	17
図 30: 非特許文献等の調査についての評価	18
図 31: 個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)	21
図 32: 個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(PCT 出願)	22

表目次

表 1: 票 1 の対象者の選定方法等	2
表 2: 票 2 の対象者の選定方法等	2
表 3: 調査票の回答率	3
表 4: 回答者の属性・業種内訳	3
表 5: 全体評価と個別項目についての評価(国内出願)	5
表 6: 全体評価と個別項目についての評価(PCT 出願)	13
表 7: 各観点からそれぞれ優れている(又は望ましい)と感じる庁	19

1. 調査の概要

(1) 背景

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利の設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引秩序の維持を図る上で重要です。このような認識の下、特許庁は、世界最高品質の特許審査¹の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」(以下、「品質ポリシー」と言います。)を平成 26 年(2014 年)に公表しました。品質ポリシーでは、6 つの基本原則の 1 つとして「幅広いニーズや期待に応えます」という原則を掲げ、特許庁が、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重することを宣言しております。

審査の質の現状を把握し、審査の質の維持・向上のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。特許庁は、平成 24 年(2012 年)度よりユーザー評価調査を実施し、ユーザーの声を品質管理施策に反映させてまいりました。

本報告書では、今年度調査の集計及び分析結果について報告します。

(2) 本調査の目的

本調査は、特許審査の質について、ユーザーからの評価、意見等を収集し、特許審査の質の現状を把握するためのデータとして活用するとともに、今後の特許審査の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルに示されるところの「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCA サイクル)」において、特許審査業務の評価(CHECK)として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために本調査の結果を活用していきます。

(3) 調査方法

本調査は、令和 4 年度の国内出願における特許審査全般の質(票 1)、令和 4 年度の PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)について、オンラインアンケート形式で実施しました。各調査票(付録参照)は、特許審査・国際調査等全般の質に関する項目について、「満足」、「比較的満足」、「普通」、「比較的不満」、「不満」の 5 段階の選択形式で評価・回答するものです。

調査対象者には、オンラインアンケートに回答するためのパスワードを電子メール等により送付し、任意記名式(ユーザーが記名での回答と無記名での回答を任意に選択できる形式)で調

¹ 本報告書における「特許審査」は、品質ポリシーにおける「特許審査」と同様に、発明の審査(PCT出願に関する国際調査及び予備審査を含む)及び実用新案技術評価書の作成を意味します。ただし、国内出願における特許審査について説明する箇所では、国内出願の発明の審査を意味します。

査を実施しました(回答受付期間:令和5年5月～6月)。

表1～表2は、各調査票に関する対象者の選定方法及び対象者数を示したものです。票1及び票2の対象者には重複があり、この重複を除くと対象者は合わせて745者でした。

表1:票1の対象者の選定方法等

	対象者の選定方法	対象者数	合計
票1 (国内出願における特許審査全般の質について)	令和3年度に筆頭出願人として50件以上の国内出願を行った <u>内国出願人</u> (個人を除く。)のうち、令和4年度に査定謄本の送達があり、公開されている案件を有している者	513 者	659 者
	令和3年度に筆頭出願人として50件以上の国内出願を行った <u>在外出願人</u> (個人を除く。)のうち、令和4年度に査定謄本の送達があり、公開されている案件を有している者	66 者	
	令和3年度に筆頭出願人として50件未満の国内出願を行った <u>小規模出願人</u> ²	30 者	
	令和3年度における国内出願の代理件数が上位50者の <u>代理人</u>	50 者	

表2:票2の対象者の選定方法等

	対象者の選定方法	対象者数	合計
票2 (PCT出願における国際調査等全般の質について)	令和3年度に筆頭出願人として18件以上のPCT出願を行った <u>内国出願人</u> (個人を除く。)	331 者	383 者
	令和3年度に筆頭出願人として18件未満のPCT出願を行った <u>小規模出願人</u> ²	22 者	
	令和3年度におけるPCT出願の代理件数が上位30者の <u>代理人</u>	30 者	

(4)回答率と回答者の業種内訳

表3は、回答率の経年変化を示したものです³。表4は、票1及び票2の回答者の属性・業種内訳を示したものです。回答全体に占める無記名での回答の割合は票1で39.1%(昨年度調査では42.2%)、票2で40.1%(同44.2%)でした。票1及び票2の回答者の重複を除くと回答者数は合わせて592者でした。

² 資本金が3億円以下又は従業員数が300人以下の企業(製造業に限る。)、特許庁との面談や意見交換等の実績を有する企業から任意に抽出。

³ 令和元年度調査までの「A票」、「C票」は、令和2年度調査から「票1」、「票2」に名称変更しました。表3の「令和元年度」以前の回答率については、「票1」、「票2」を「A票」、「C票」に読み替えてください。

表 3: 調査票の回答率

	R5(回答数/対象数)	R4(回答数/対象数)	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
票 1	80.4% (530/659)	84.9% (535/630)	87.3 %	87.0 %	88.0 %	90.0 %	90.6 %	89.3 %	85.5 %	86.8 %	91.8 %	91.4 %
票 2	82.0% (314/383)	85.9% (317/369)	88.4 %	85.1 %	90.5 %	93.5 %	92.3 %	91.2 %	87.4 %	88.7 %	90.6 %	91.8 %

表 4: 回答者の属性・業種内訳

属性・業種 ⁴		票 1		票 2	
		回答者数	割合	回答者数	割合
内国出願人	金属	20	3.8%	11	3.5%
	建設	10	1.9%	2	0.6%
	機械	79	14.9%	46	14.6%
	化学	59	11.1%	42	13.4%
	食品・医薬	8	1.5%	5	1.6%
	電気	61	11.5%	36	11.5%
	その他(製造業)	7	1.3%	2	0.6%
	その他(製造業以外)	32	6.0%	19	6.1%
	学校・公的研究機関等	12	2.3%	9	2.9%
代理人		29	5.5%	16	5.1%
在外出願人		6	1.1%	0	0.0%
無記名		207	39.1%	126	40.1%
合計		530	100.0%	314	100.0%

⁴ 日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)、ユーザーの利便性を向上させる特許審査の運用に関する調査研究報告書(平成 23 年 2 月)等を参考にして内国出願人を 9 業種に分類。

2. 集計結果

(1) 国内出願における特許審査全般の質(票 1)について

次ページの表 5 は、令和 4 年度の国内出願における特許審査全般の質について、全体評価と個別項目についての評価とをまとめたものです。

図 1 は、国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)の割合の経年変化を示したものです⁵。全体評価は、「普通」以上の評価の割合が 96.6%(昨年度調査では 95.7%)、上位評価割合⁶が 61.1%(同 61.3%)でした。

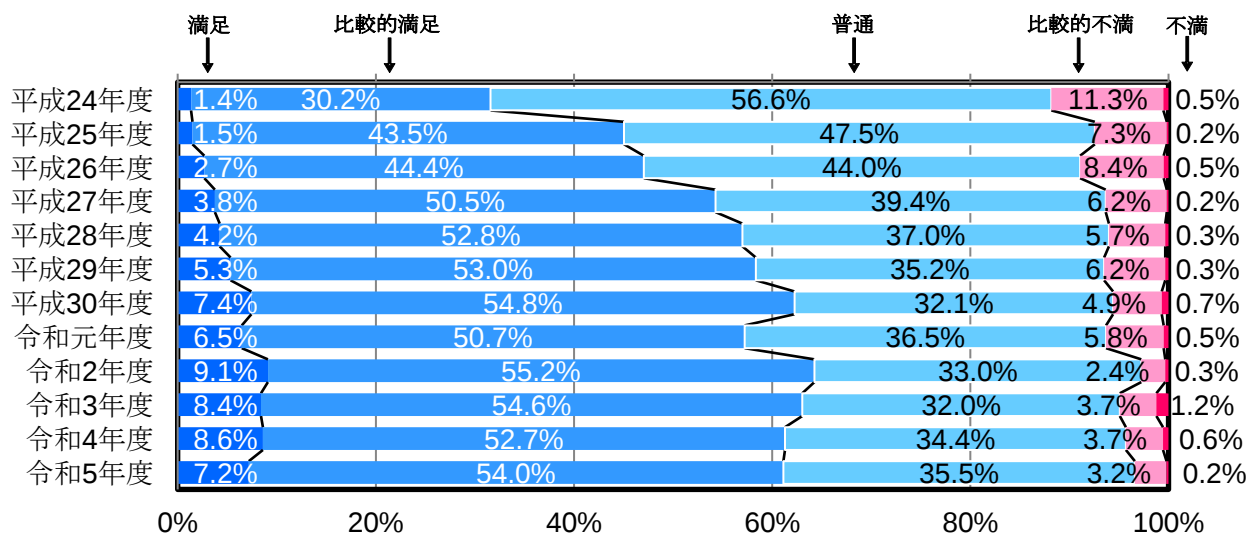


図 1: 国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)

⁵ 本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示しています。各年度調査は「前年度の特許審査・国際調査等全般の質についての評価」を問うものであり、例えば「令和 5 年度調査」は「令和 4 年度の特許審査・国際調査等全般の質についての評価」を調査するものです。

⁶ 「満足」・「比較的満足」の評価の割合

表 5: 全体評価と個別項目についての評価(国内出願)⁷

評価項目		満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない／経験がない、無回答
全体評価							
特許審査全般の質		38 (7.2%)	286 (54.0%)	188 (35.5%)	17 (3.2%)	1 (0.2%)	0
個別項目についての評価							
拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさ		61 (11.5%)	292 (55.2%)	160 (30.2%)	13 (2.5%)	3 (0.6%)	1
拒絶査定の記載のわかりやすさ		60 (11.4%)	262 (49.9%)	184 (35.0%)	14 (2.7%)	5 (1.0%)	5
条文の運用	第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用	66 (15.6%)	170 (40.2%)	183 (43.3%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)	107
	第 29 条第 1 項(新規性)の運用	77 (14.6%)	265 (50.2%)	170 (32.2%)	15 (2.8%)	1 (0.2%)	2
	第 29 条第 2 項(進歩性)の運用	35 (6.6%)	229 (43.3%)	207 (39.1%)	51 (9.6%)	7 (1.3%)	1
	第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用	35 (6.7%)	186 (35.4%)	233 (44.3%)	63 (12.0%)	9 (1.7%)	4
判断の均質性		24 (4.8%)	160 (32.1%)	244 (48.9%)	62 (12.4%)	9 (1.8%)	31
	第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性	25 (4.8%)	175 (33.3%)	238 (45.3%)	77 (14.7%)	10 (1.9%)	5
	第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性	23 (4.4%)	158 (30.2%)	233 (44.5%)	97 (18.5%)	13 (2.5%)	6
先行技術文献調査	国内特許文献の調査	75 (14.2%)	259 (49.1%)	173 (32.8%)	16 (3.0%)	5 (0.9%)	2
	外国特許文献の調査	29 (5.8%)	153 (30.7%)	267 (53.6%)	41 (8.2%)	8 (1.6%)	32
	非特許文献等の調査	26 (5.5%)	126 (26.6%)	274 (57.9%)	36 (7.6%)	11 (2.3%)	57
審査官の技術等に関する専門知識レベル		43 (8.2%)	198 (37.8%)	241 (46.0%)	35 (6.7%)	7 (1.3%)	6
意見書で主張した事項に対する応答		37 (7.1%)	225 (42.9%)	234 (44.7%)	24 (4.6%)	4 (0.8%)	6
面接、電話等における審査官とのコミュニケーション		57 (17.5%)	156 (48.0%)	100 (30.8%)	9 (2.8%)	3 (0.9%)	205
	面接における審査官とのコミュニケーション	46 (17.2%)	131 (48.9%)	79 (29.5%)	8 (3.0%)	4 (1.5%)	262
	電話における審査官とのコミュニケーション	50 (17.2%)	140 (48.3%)	91 (31.4%)	8 (2.8%)	1 (0.3%)	240
審査を通して付与された特許の権利範囲		27 (5.2%)	222 (42.5%)	243 (46.6%)	28 (5.4%)	2 (0.4%)	8

⁷ 括弧内は、「わからない／経験がない、無回答」を除く有効回答に対する各回答の割合。端数処理のため、合計が 100%にならない場合があります。

図 2～図 19 は、個別項目についての評価の割合の経年変化を示したものです。

特許庁が達成すべき目標(実施庁目標)に関する「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 96.3%(同 95.9%)、上位評価割合が 65.5%(同 66.1%)であり、令和 4 年度実施庁目標(上位評価割合 65%以上)を達成しました(図 16)。

昨年度調査の結果に基づいて優先項目⁸とした「判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 85.8%(同 81.8%)、上位評価割合が 36.9%(同 38.6%)でした(図 8)。

同様に優先項目であり、「判断の均質性」の下位項目である「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 83.4%(同 80.6%)、上位評価割合が 38.1%(同 38.7%)でした(図 9)。

なお、「判断の均質性」の下位項目である「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性」についての評価の割合は、「普通」以上の評価の割合が 79.0%(同 81.8%)、上位評価割合が 34.5%(同 36.9%)でした(図 10)。

また、自由記入欄を見ると、個別項目のうち、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」、「判断の均質性」についての意見が多く見られました。

「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」については、肯定的な意見が半数以上を占め、審査官によるユーザーの主張への理解や、補正案等に対する適切な心証開示、丁寧な対応を肯定的に評価する意見が多く見られました。一方で、面接・電話対応後の判断の変更や、面接時の審査官の態度が高圧的に感じられたことなどに関して改善を期待する意見も多く見られました。

「判断の均質性」については、記載要件の判断の均質性に関して改善を期待する意見が多く見られました。

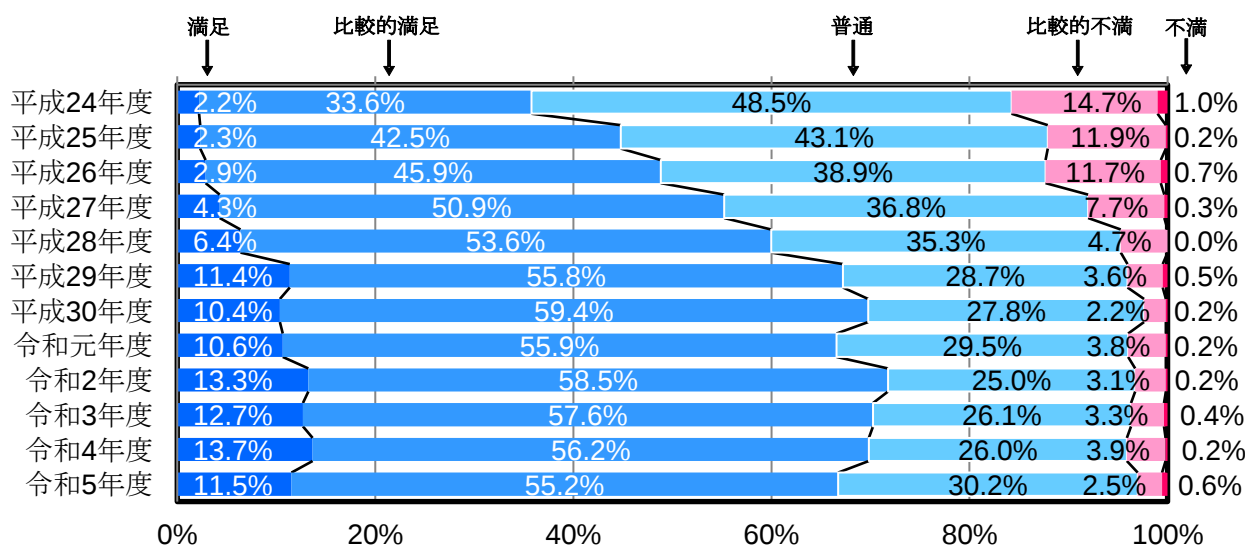


図 2: 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさについての評価

⁸ 個別項目のうち、特許審査全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は 3. (1) 参照。

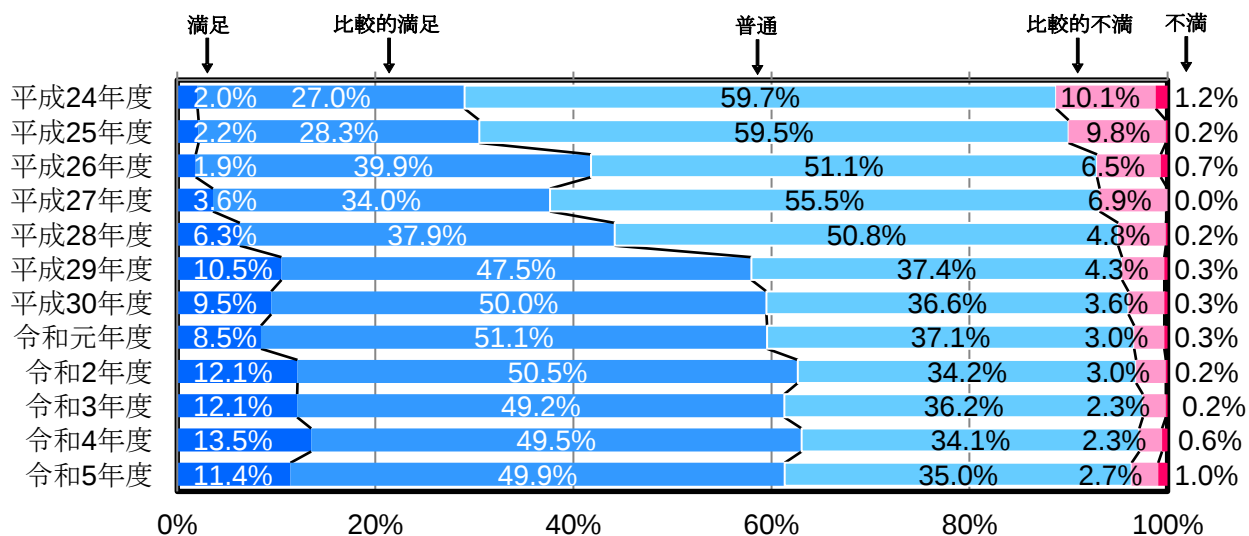


図 3: 拒絶査定の記事のわかりやすさについての評価

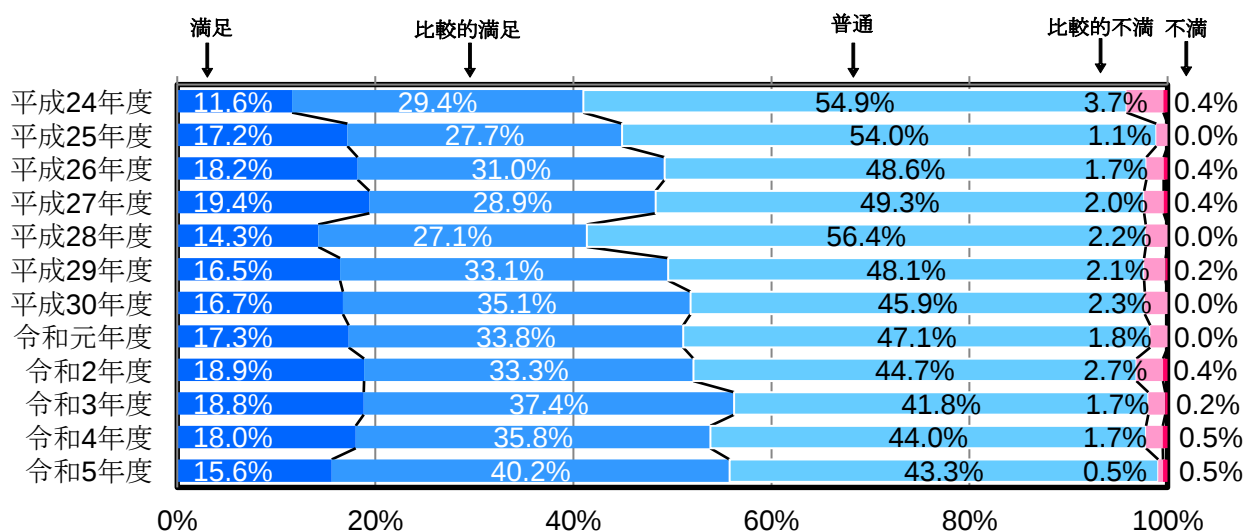


図 4: 第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用についての評価

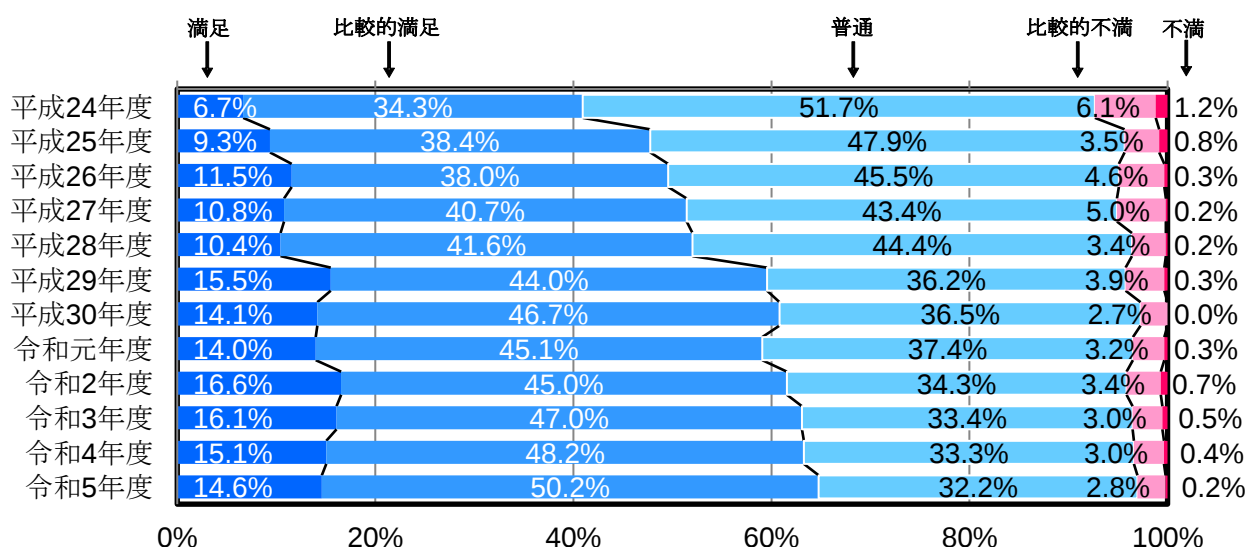


図 5: 第 29 条第 1 項(新規性)の運用についての評価

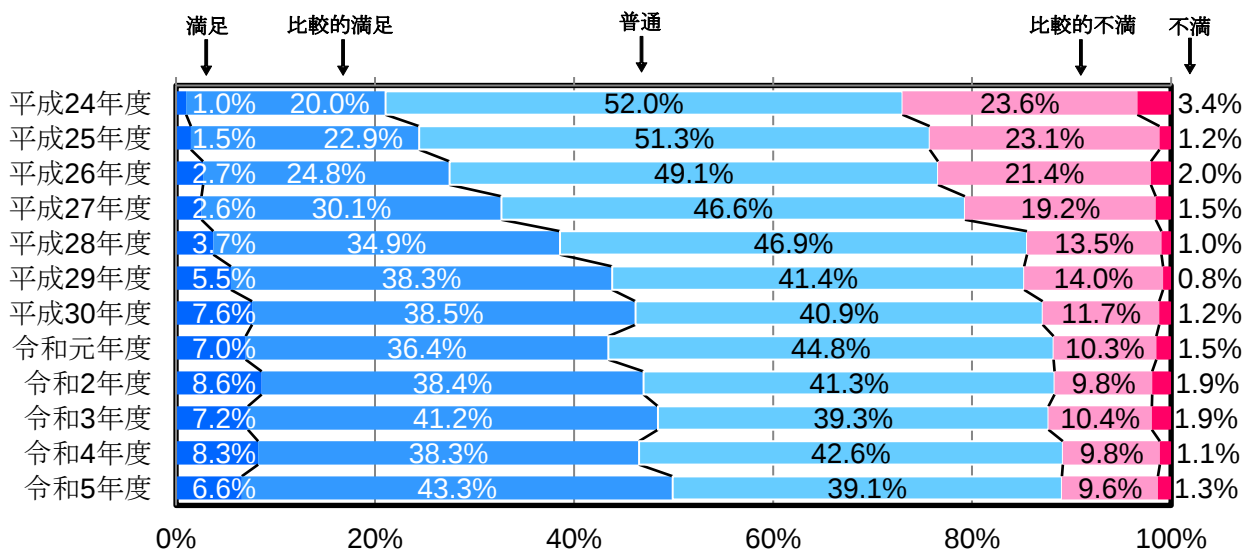


図 6: 第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価

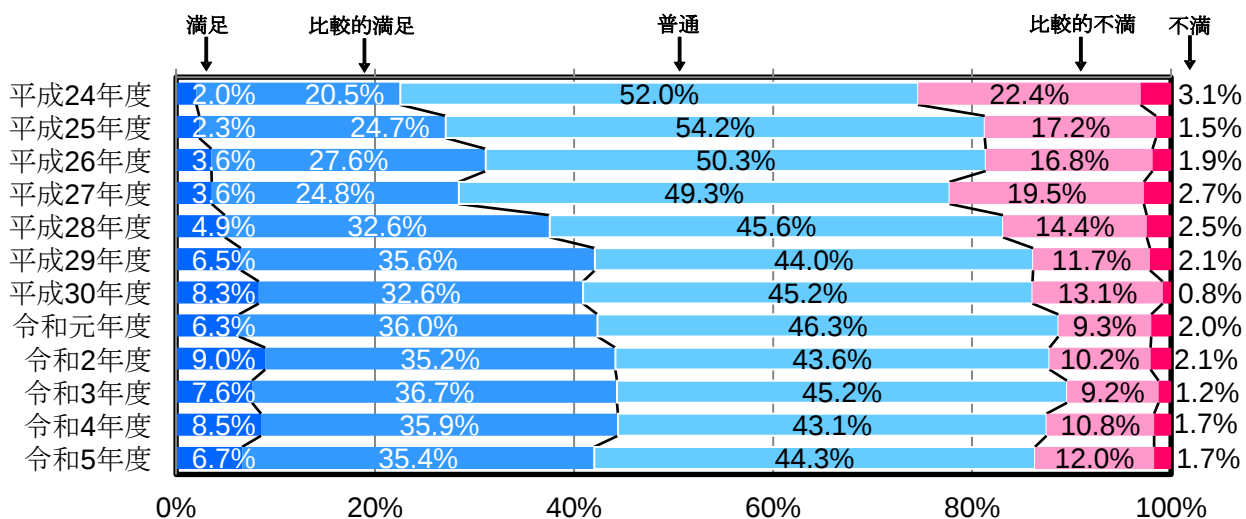


図 7: 第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用についての評価

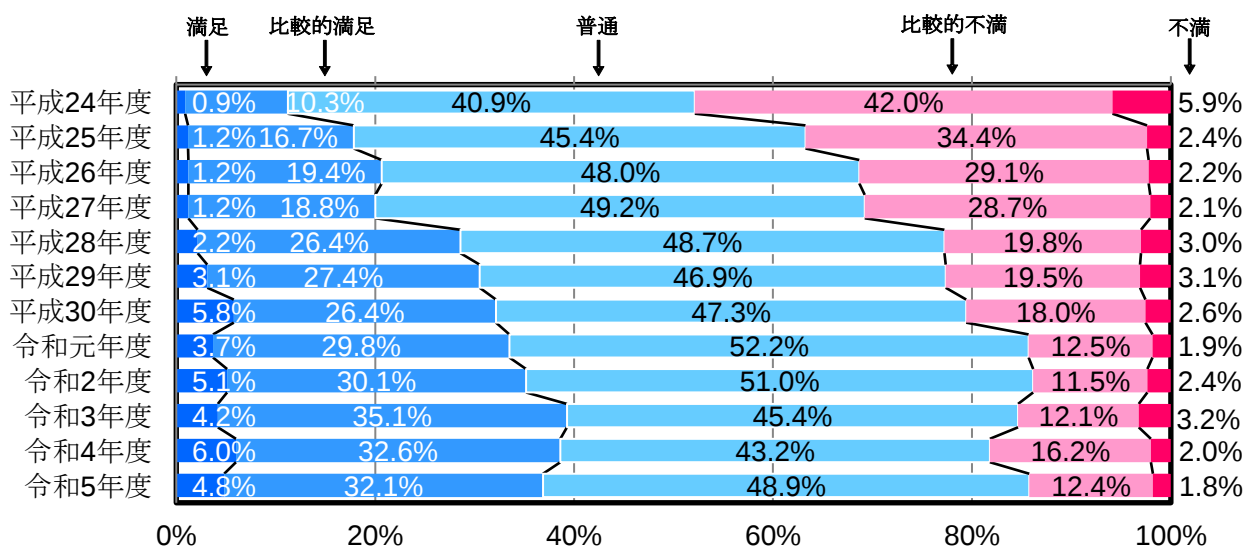


図 8: 判断の均質性についての評価

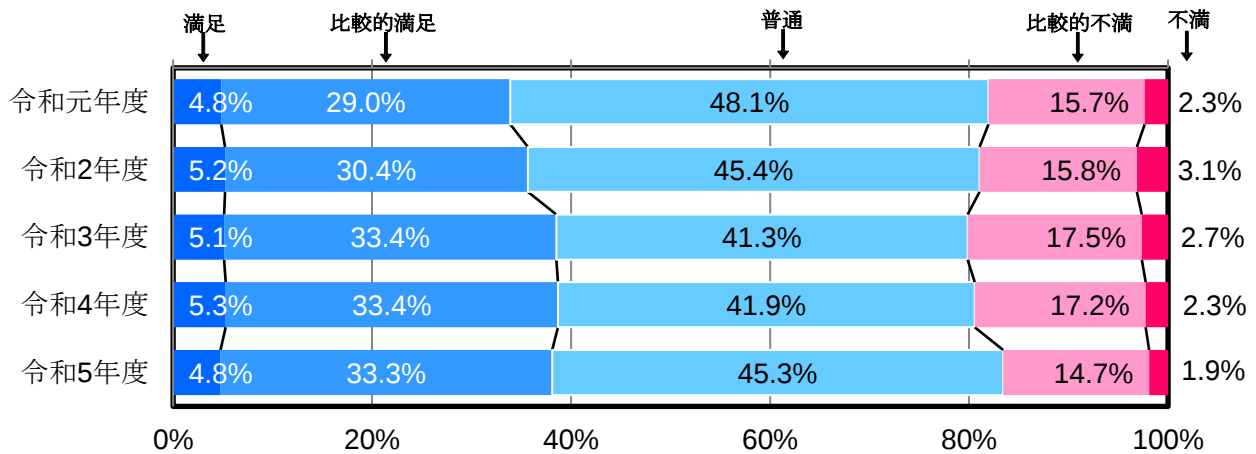


図 9: 第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性についての評価

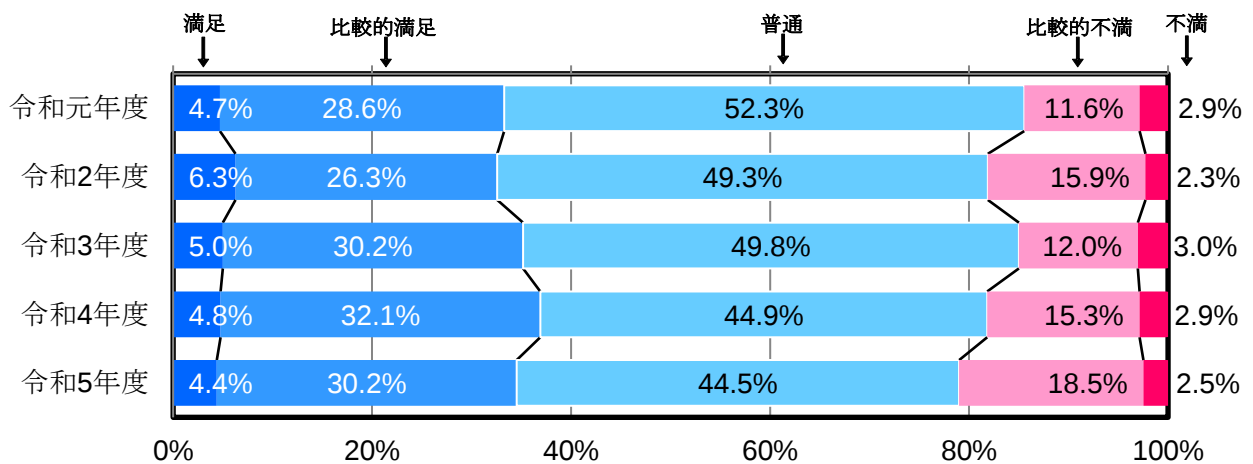


図 10: 第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性についての評価

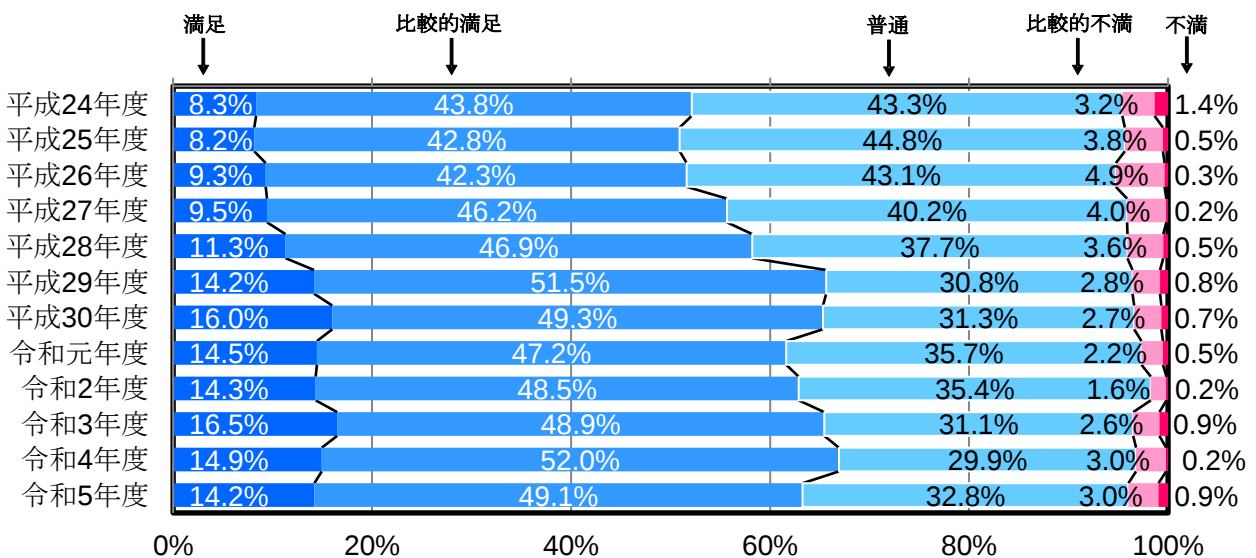


図 11: 国内特許文献の調査についての評価

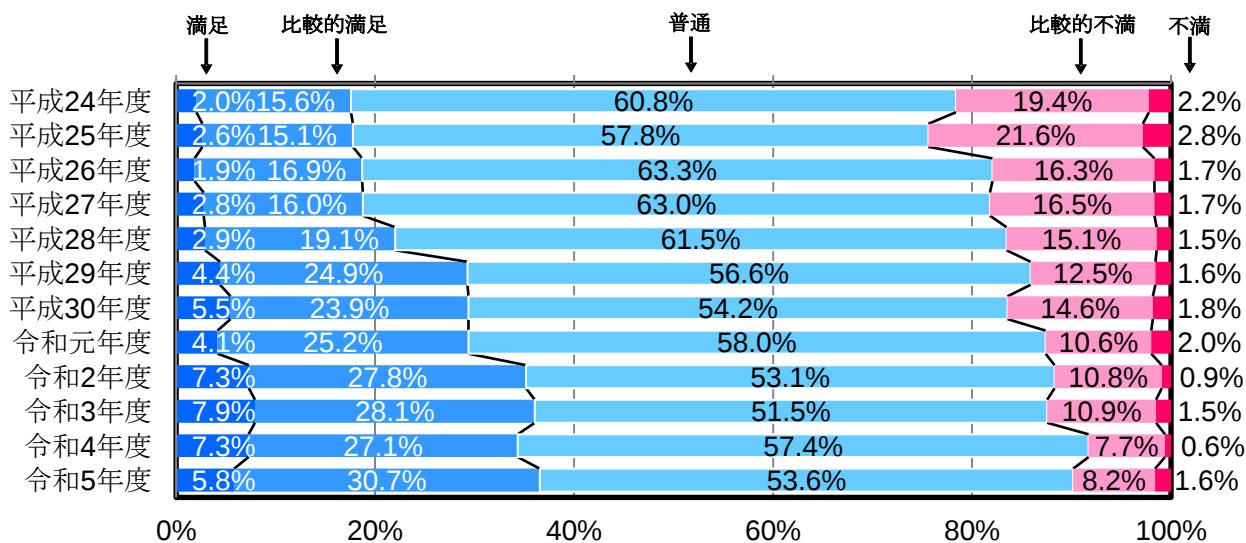


図 12: 外国特許文献の調査についての評価

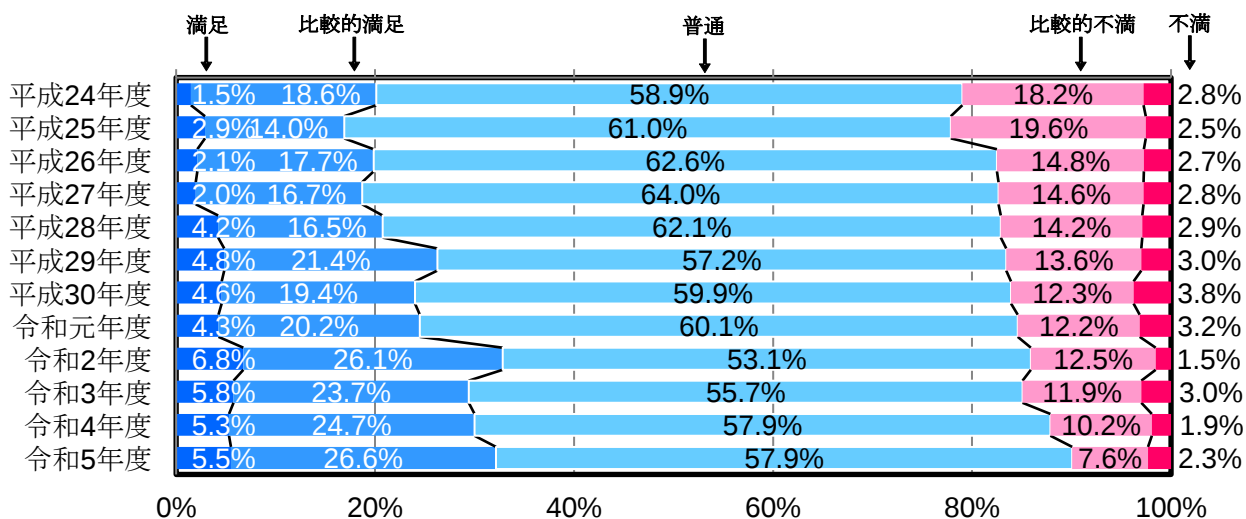


図 13: 非特許文献等の調査についての評価

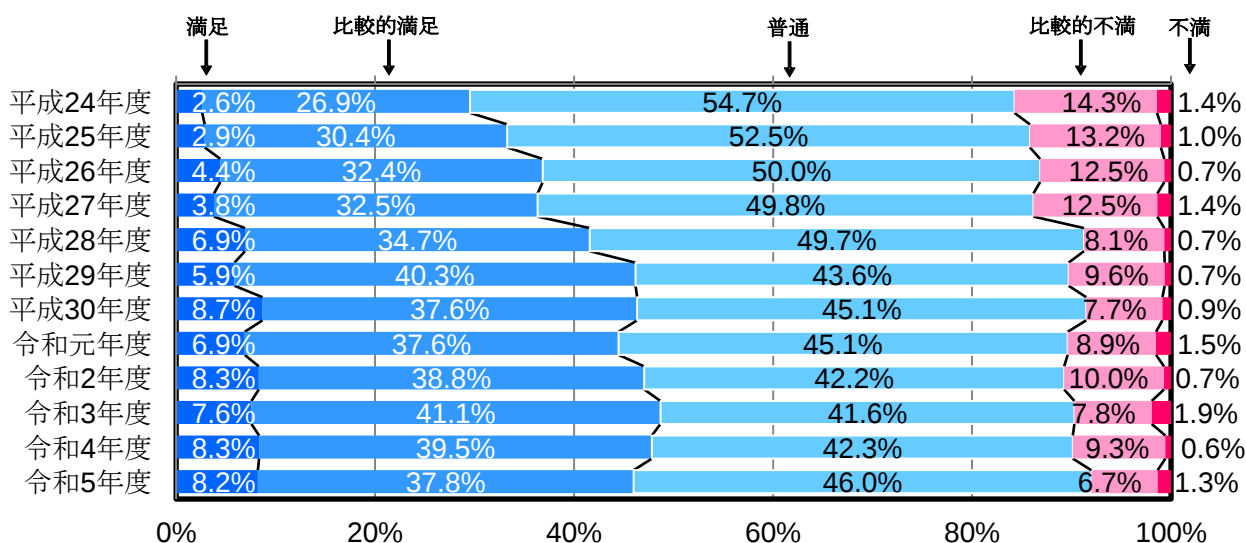


図 14: 審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価

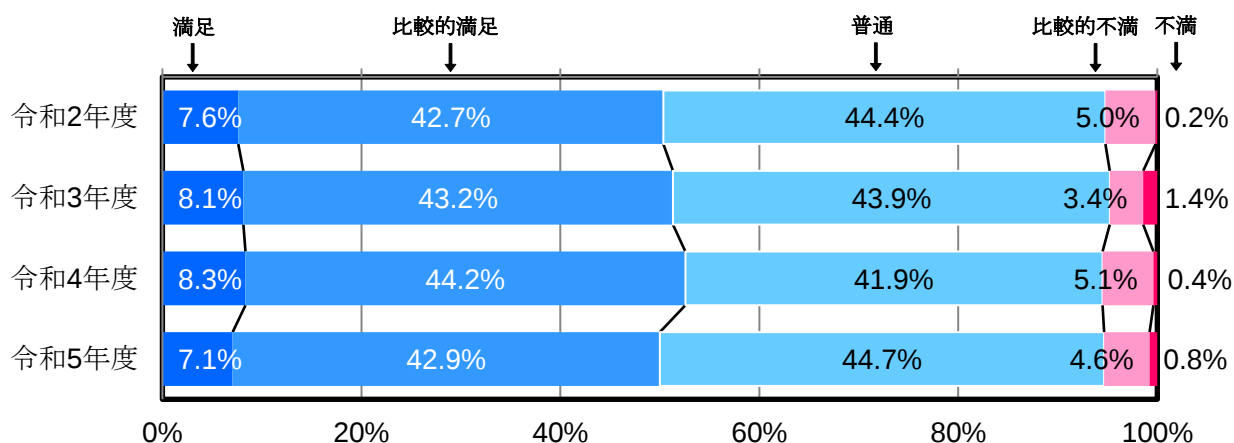


図 15: 意見書で主張した事項に対する応答

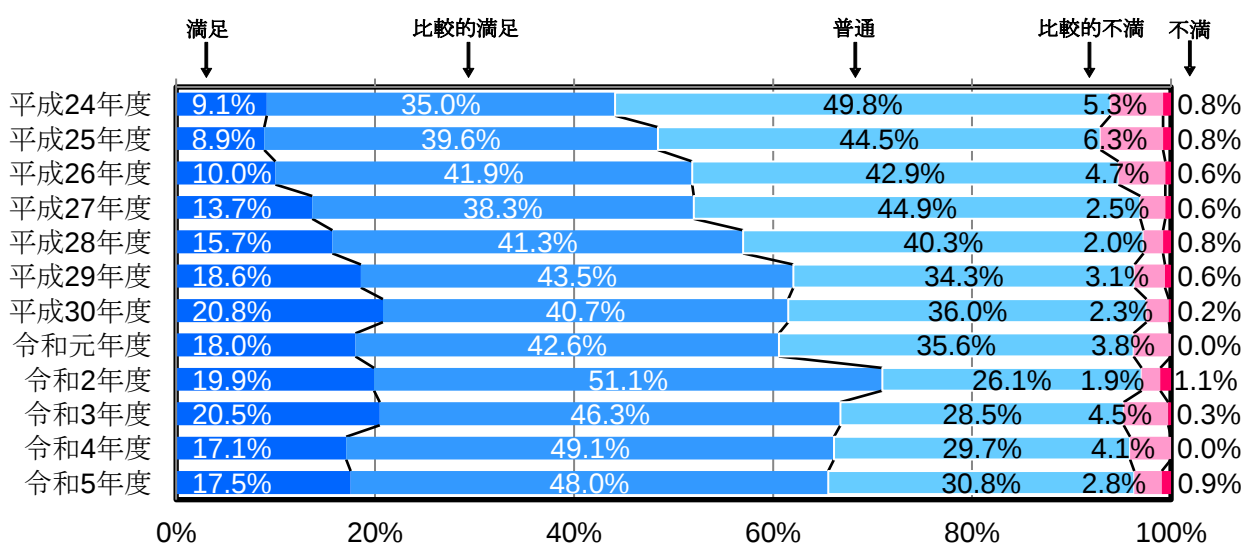


図 16: 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

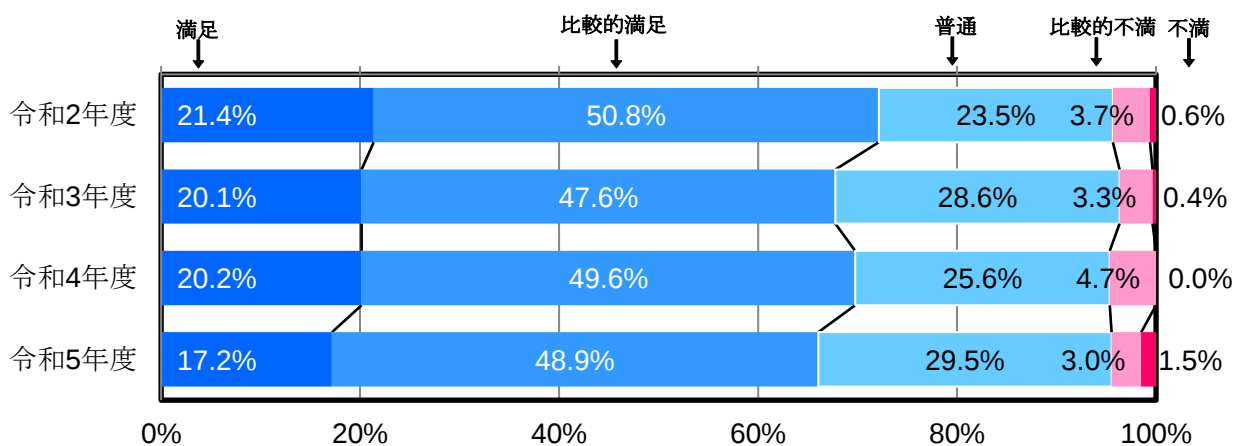


図 17: 面接における審査官とのコミュニケーションについての評価

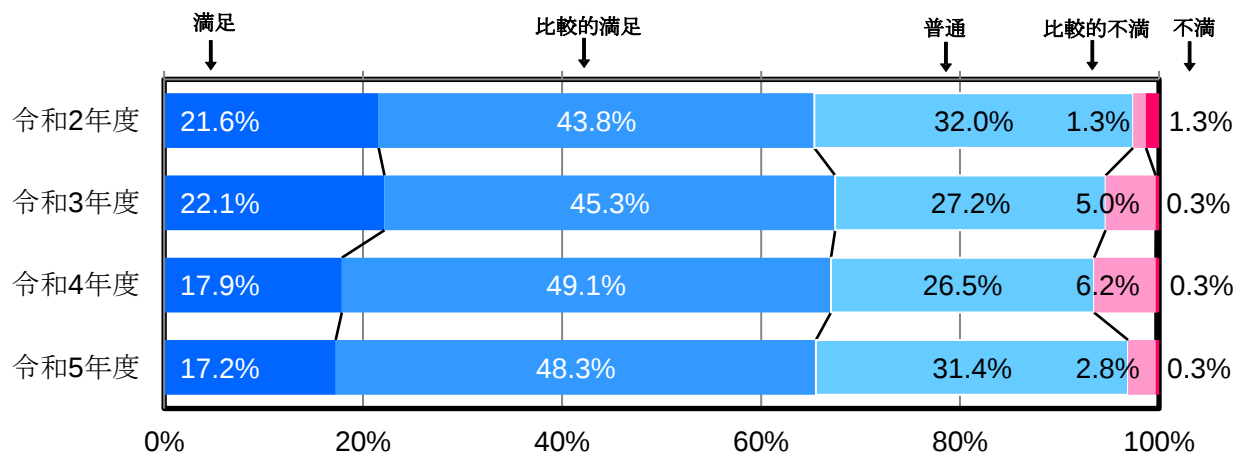


図 18: 電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

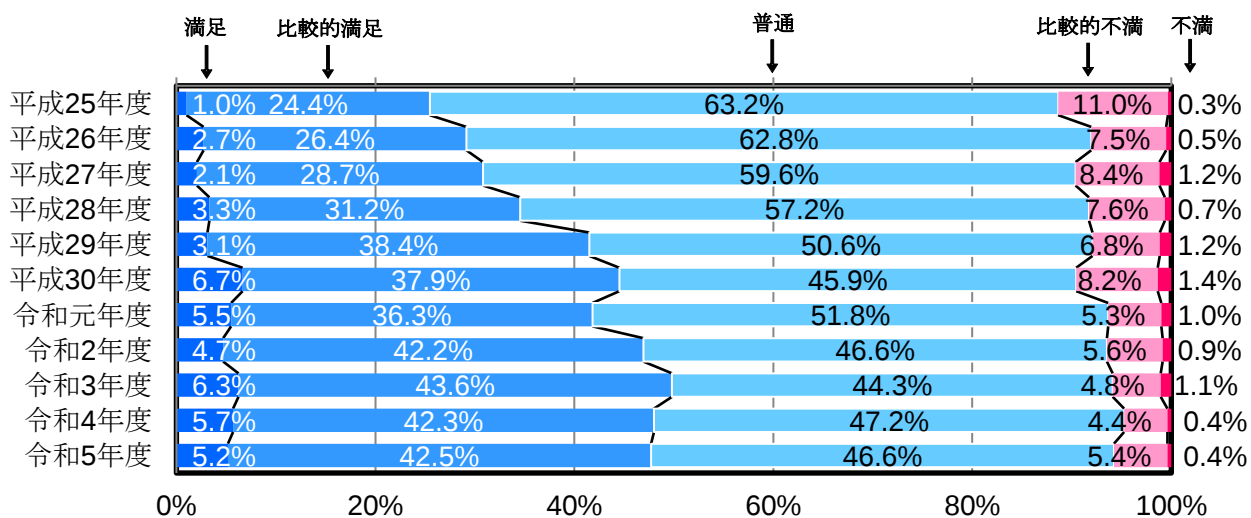


図 19: 審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価

(2)PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)について

表 6 は、令和 4 年度の PCT 出願における国際調査等全般の質について、全体評価と個別項目についての評価とをまとめたものです。

表 6: 全体評価と個別項目についての評価(PCT 出願)⁹

評価項目	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない／経験がない、無回答
全体評価						
国際調査等全般の質	40 (12.7%)	160 (51.0%)	105 (33.4%)	9 (2.9%)	0 (0.0%)	0
個別項目についての評価						
国際特許分類の精度	69 (23.8%)	117 (40.3%)	102 (35.2%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	24
除外対象に関する判断	36 (20.5%)	54 (30.7%)	83 (47.2%)	2 (1.1%)	1 (0.6%)	138
単一性違反に関する判断	56 (20.6%)	90 (33.1%)	123 (45.2%)	3 (1.1%)	0 (0.0%)	42
新規性・進歩性に関する判断	46 (14.6%)	134 (42.7%)	115 (36.6%)	16 (5.1%)	3 (1.0%)	0
新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ	51 (16.3%)	146 (46.6%)	105 (33.5%)	9 (2.9%)	2 (0.6%)	1
国際調査等における判断の均質性	38 (12.4%)	113 (36.9%)	138 (45.1%)	17 (5.6%)	0 (0.0%)	8
国際段階と国内段階との間での判断の一貫性	54 (17.6%)	106 (34.5%)	119 (38.8%)	25 (8.1%)	3 (1.0%)	7
国際段階と国内段階との間での新規性・進歩性に関する判断の一貫性	48 (15.5%)	122 (39.5%)	119 (38.5%)	18 (5.8%)	2 (0.6%)	5
国際段階と国内段階との間での記載要件に関する判断の一貫性	38 (13.2%)	107 (37.2%)	125 (43.4%)	15 (5.2%)	3 (1.0%)	26
先行技術文献調査	61 (19.4%)	146 (46.5%)	101 (32.2%)	6 (1.9%)	0 (0.0%)	0
	29 (9.6%)	85 (28.2%)	163 (54.2%)	22 (7.3%)	2 (0.7%)	13
	23 (8.6%)	69 (25.9%)	150 (56.4%)	21 (7.9%)	3 (1.1%)	48

⁹ 括弧内は、「わからない／経験がない、無回答」を除く有効回答に対する各回答の割合。端数処理のため、合計が 100%にならない場合があります。

図 20 は、PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)の割合の経年変化を示したものです。全体評価は、「普通」以上の評価の割合が 97.1%(昨年度調査では 97.5%)、上位評価割合¹⁰が 63.7%(同 59.0%)でした。

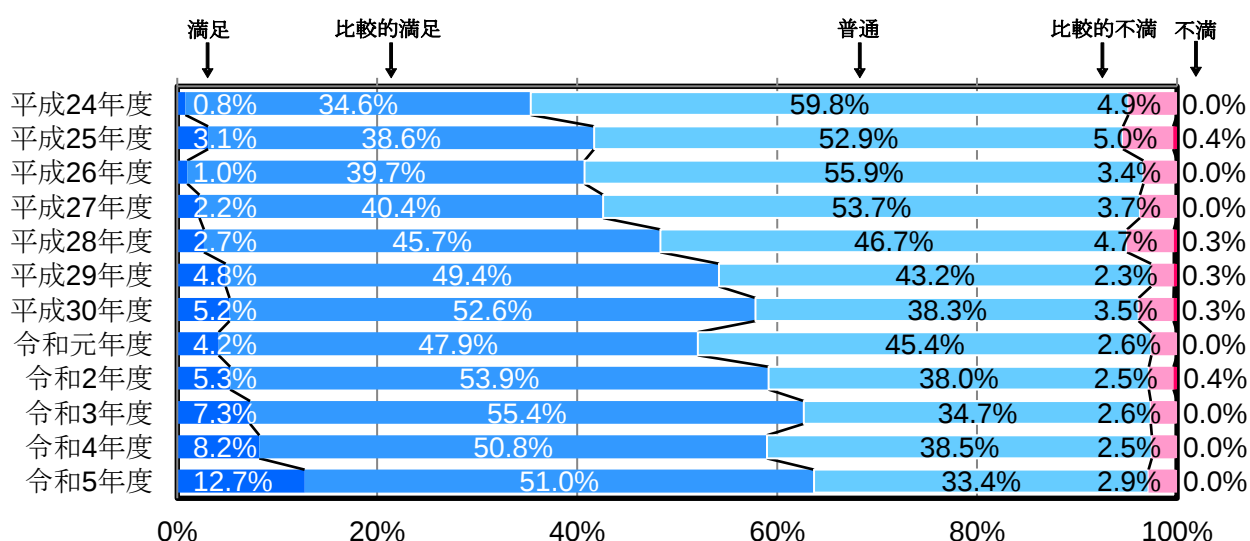


図 20:PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)

図 21～図 30 は、個別項目についての評価の割合の経年変化を示したものです¹¹。

昨年度調査の結果に基づいて優先項目¹²とした「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 90.9%(同 82.1%)、上位評価割合が 52.1%(同 43.8%)でした(図 27)。

また、自由記入欄を見ると、個別項目のうち、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」、「外国特許文献の調査」についての意見が多く見られました。

「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」については、新たな引用文献の追加や、同一文献の認定の変更に伴う判断の変更や、国内段階における記載要件の指摘に関して改善を期待する意見が見られました。

¹⁰ 「満足」「比較的満足」の評価の割合

¹¹ 個別項目のうち、「国際段階と国内段階との間での新規性・進歩性に関する判断の一貫性」、及び「国際段階と国内段階との間での記載要件に関する判断の一貫性」の 2 項目は令和 5 年度調査で新設した項目であることから、評価の割合の経年変化のグラフは割愛しています。

¹² 個別項目のうち、国際調査等全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は 3. (2) 参照。

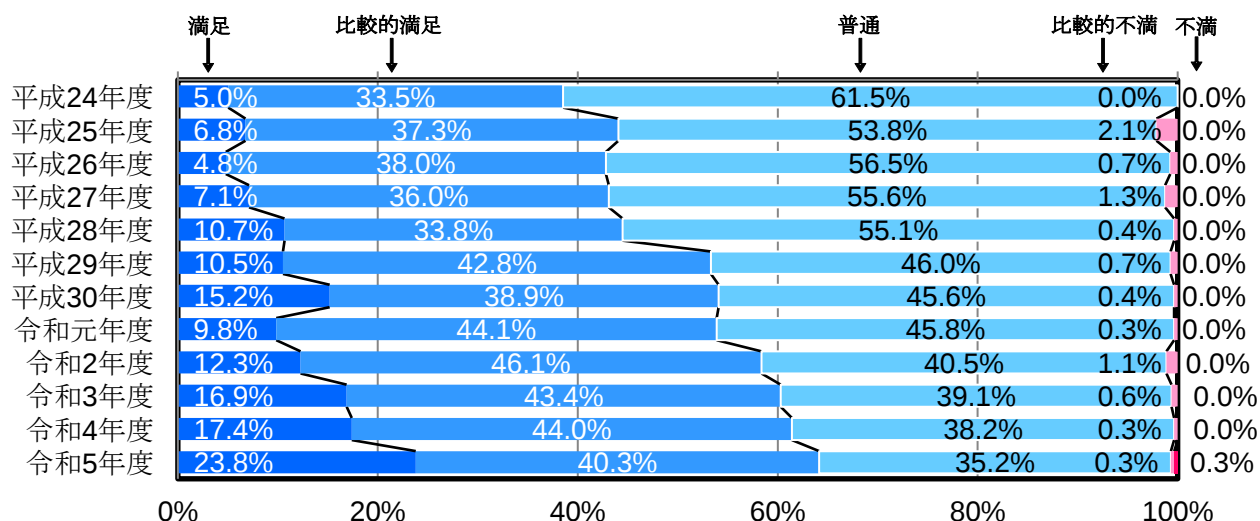


図 21: 国際特許分類の精度についての評価

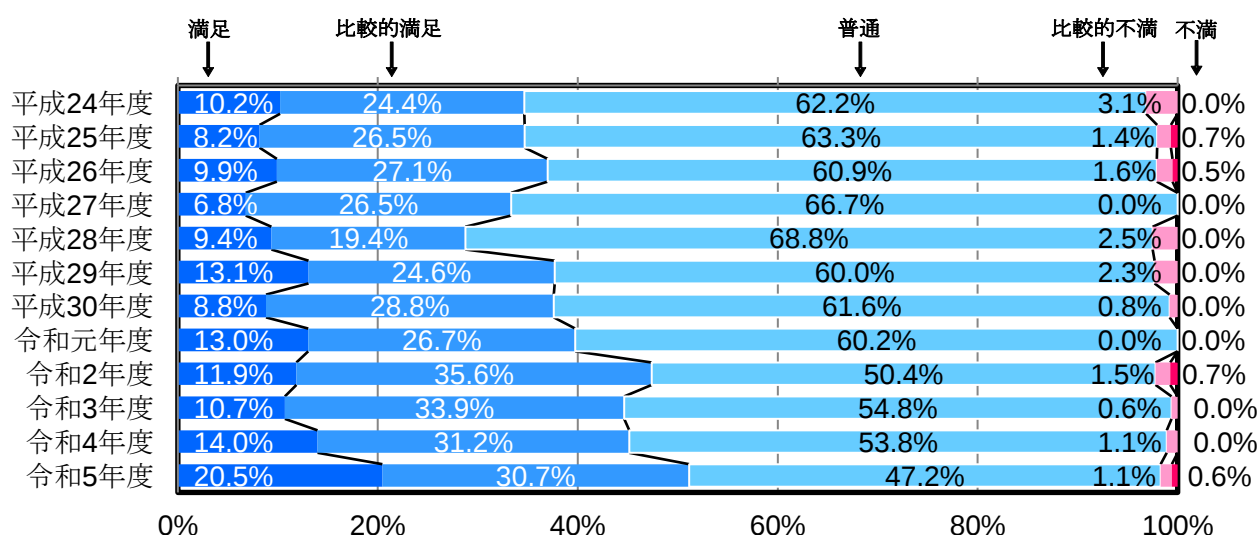


図 22: 除外対象に関する判断についての評価

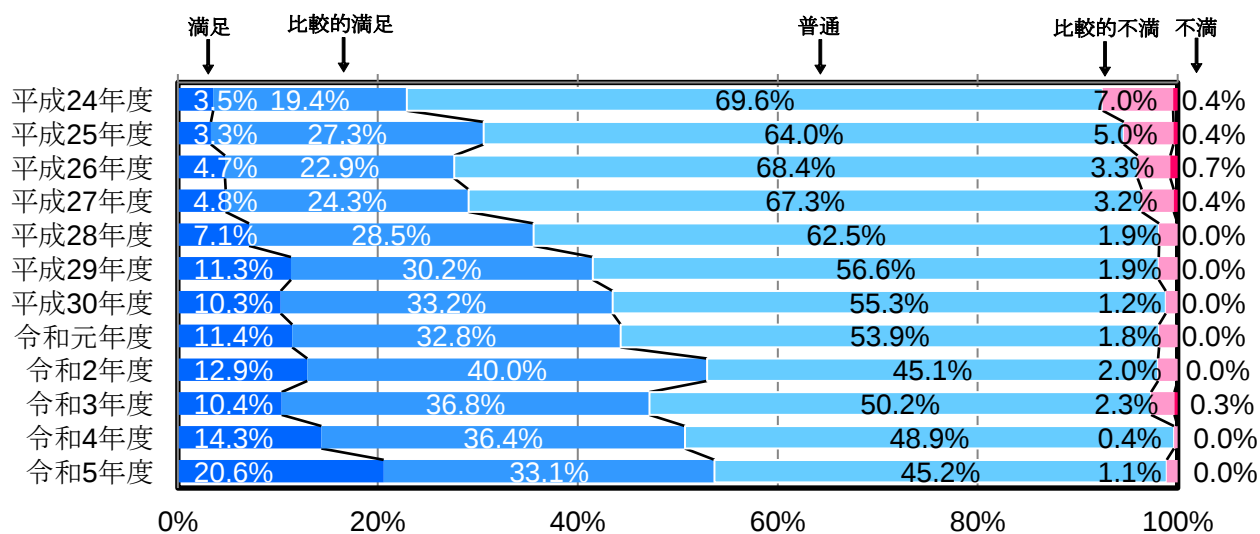


図 23: 単一性違反に関する判断についての評価

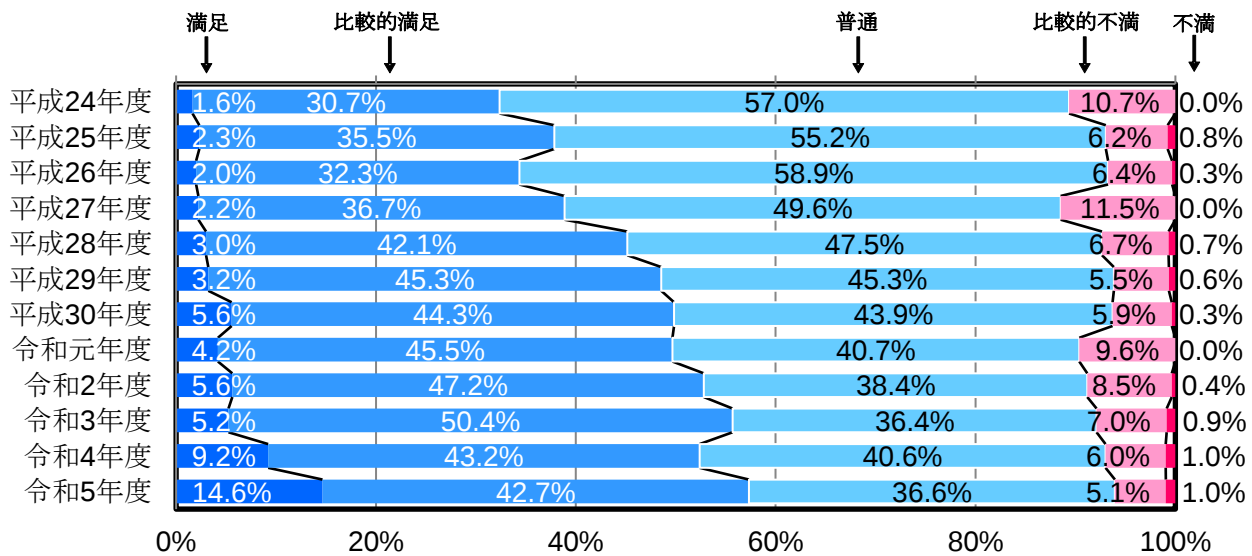


図 24: 新規性・進歩性に関する判断についての評価

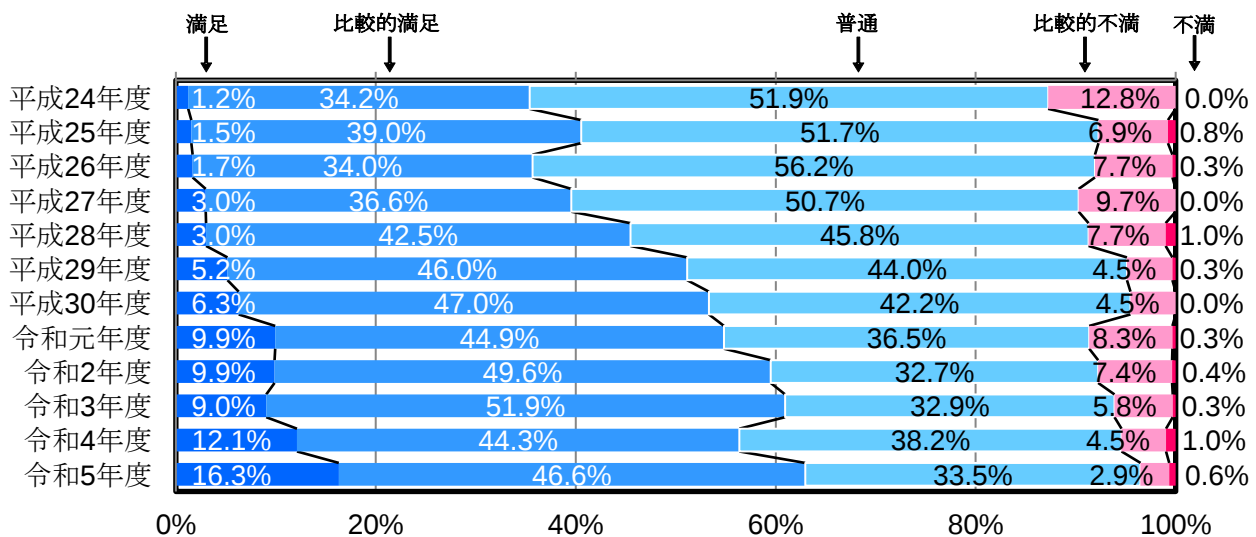


図 25: 新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさについての評価

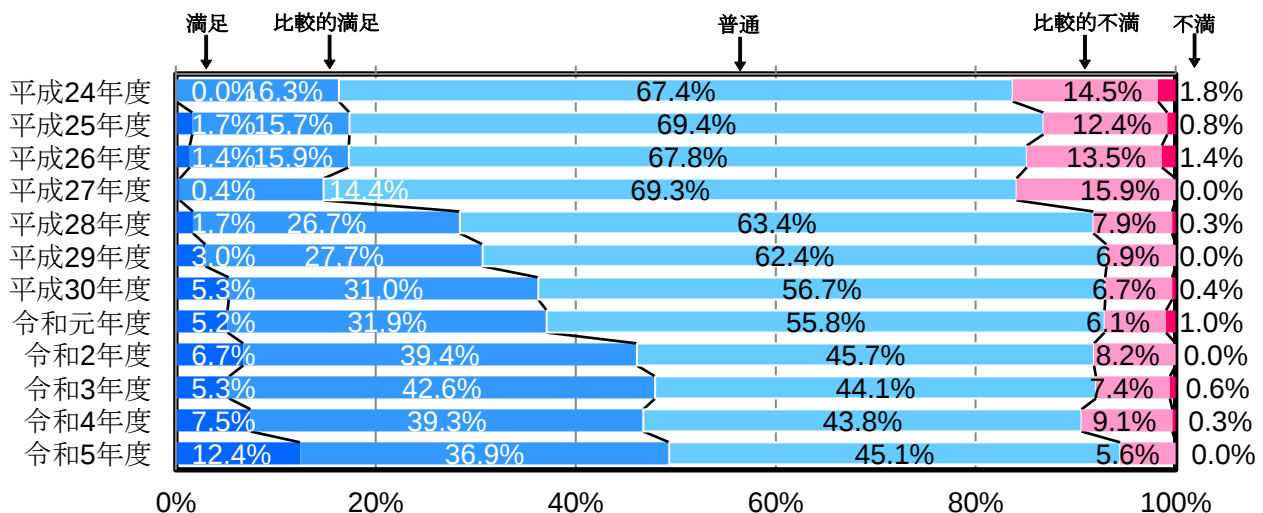


図 26: 国際調査等における判断の均質性についての評価

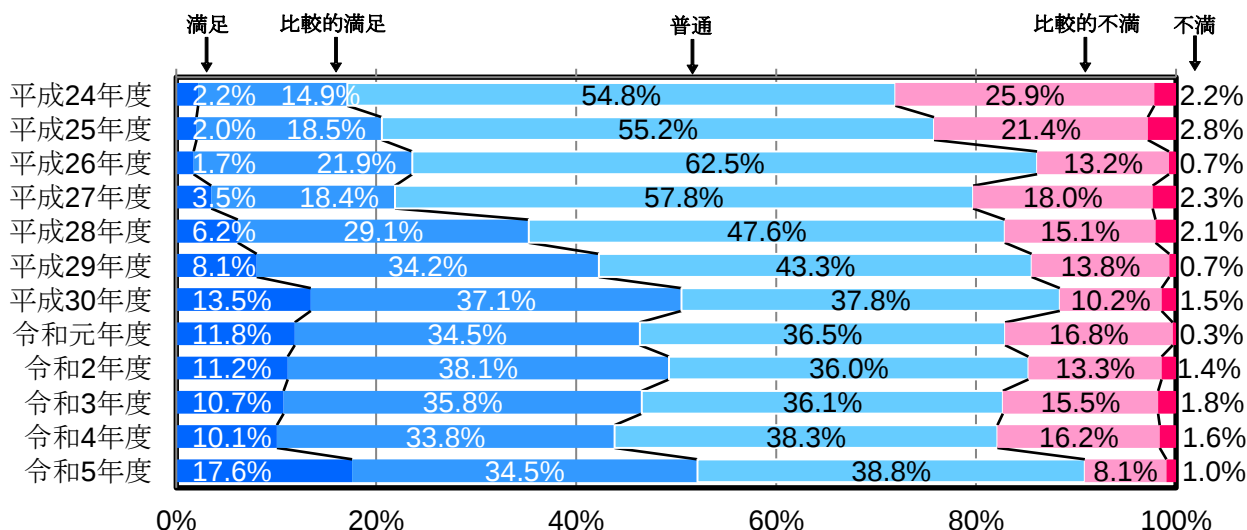


図 27: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価

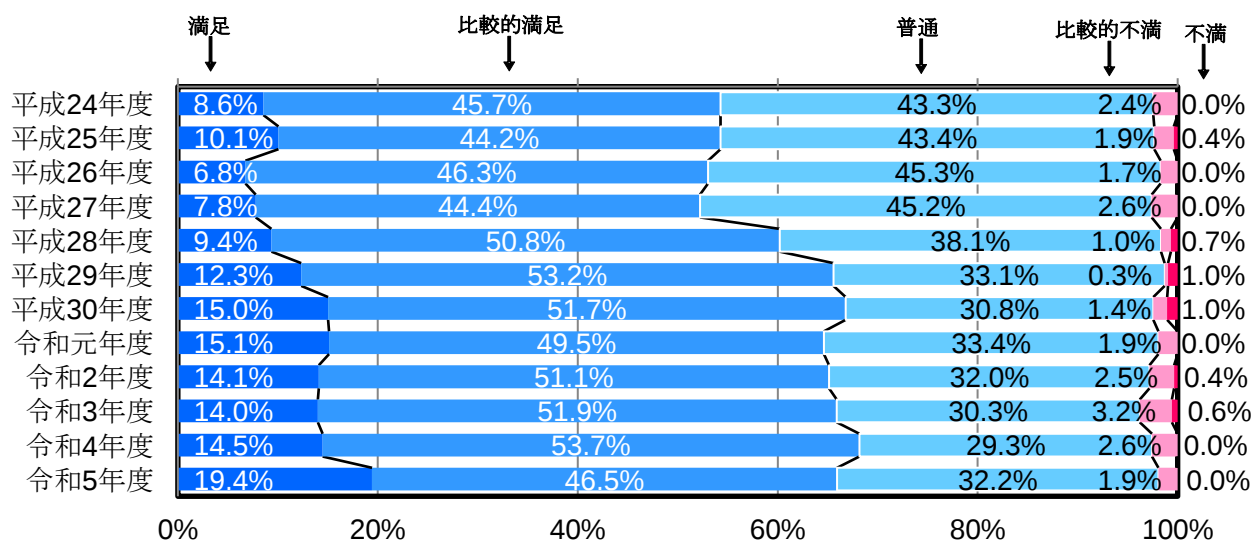


図 28: 国内特許文献の調査についての評価

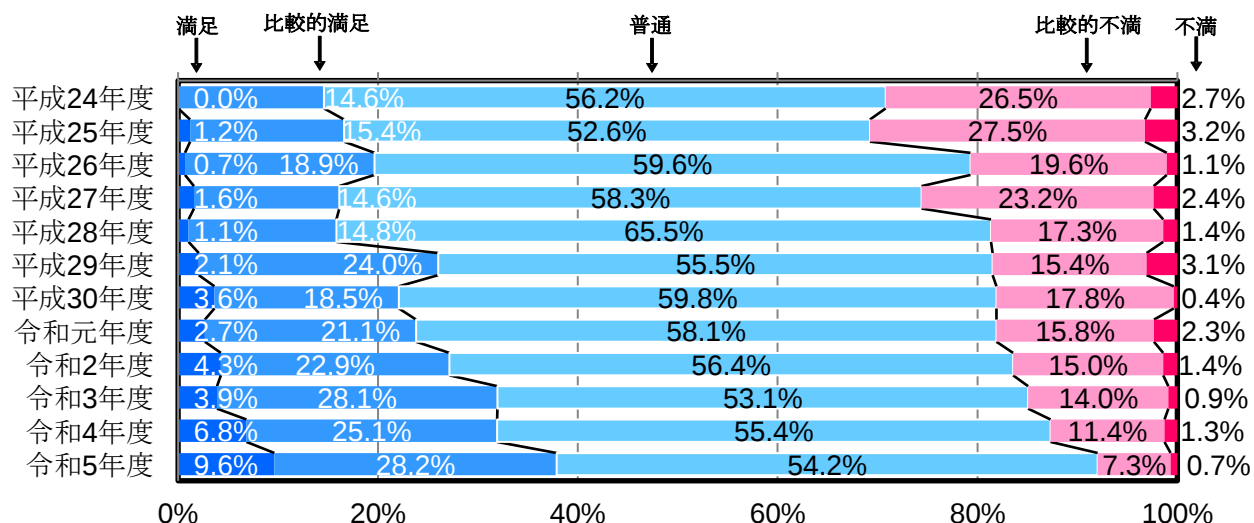


図 29: 外国特許文献の調査についての評価

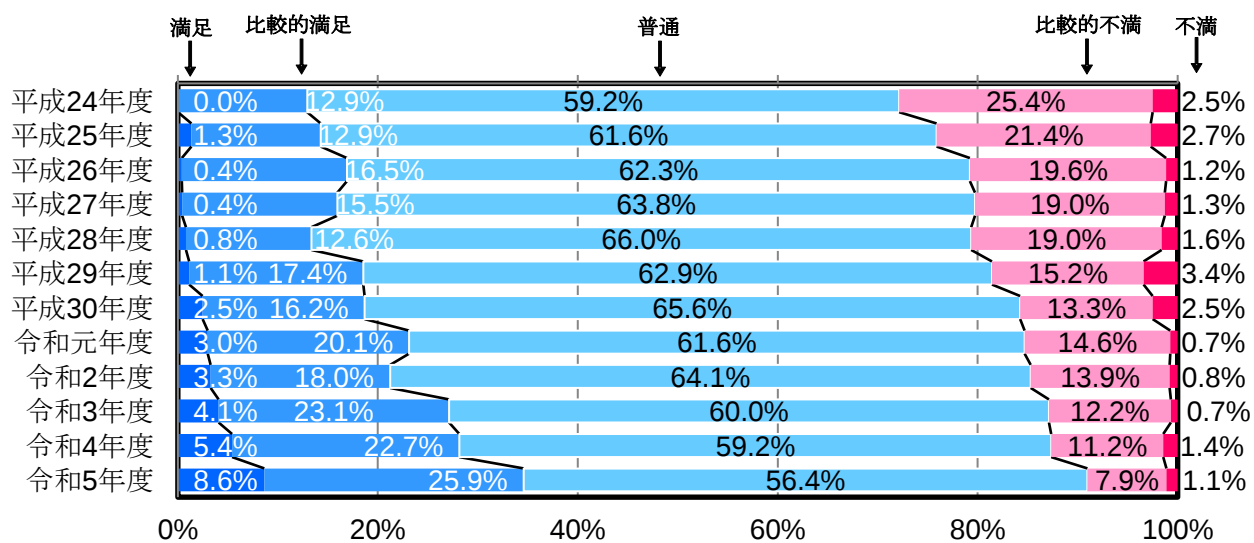


図 30: 非特許文献等の調査についての評価

(3) 他の国／地域の特許庁と比較した評価

表 7 は、日米欧中韓の五庁（日本国特許庁：JPO、米国特許商標庁：USPTO、欧州特許庁：EPO、中国国家知識産権局：CNIPA、韓国特許庁：KIPO）における特許審査の質に関し、各観点からそれぞれ優れている（又は望ましい）と感じる庁についての回答（複数選択形式）を集計した結果を示したものです。

いずれの観点においても、JPO が最も支持される結果となりました。自由記入欄を見ると、JPO の拒絶理由通知の記載は、他の特許庁と比べて先行技術文献との一致点、相違点の説明が適切に行われているとの意見が複数見られました。

表 7: 各観点からそれぞれ優れている（又は望ましい）と感じる庁¹³

観点	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	192 (58.2%)	61 (18.5%)	91 (27.6%)	44 (13.3%)	49 (14.8%)
発明該当性、産業上の利用可能性（特許適格性）の判断	110 (33.3%)	36 (10.9%)	51 (15.5%)	17 (5.2%)	23 (7.0%)
新規性・進歩性の判断	156 (47.3%)	41 (12.4%)	118 (35.8%)	32 (9.7%)	36 (10.9%)
記載要件の判断	120 (36.4%)	36 (10.9%)	60 (18.2%)	23 (7.0%)	26 (7.9%)
判断の均質性	144 (43.6%)	15 (4.5%)	97 (29.4%)	17 (5.2%)	21 (6.4%)
先行技術文献調査	138 (41.8%)	51 (15.5%)	131 (39.7%)	43 (13.0%)	15 (4.5%)
審査官の技術等に関する専門知識レベル	156 (47.3%)	24 (7.3%)	103 (31.2%)	24 (7.3%)	23 (7.0%)
意見書で主張した事項に対する応答	139 (42.1%)	43 (13.0%)	65 (19.7%)	23 (7.0%)	19 (5.8%)
面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	129 (39.1%)	78 (23.6%)	25 (7.6%)	28 (8.5%)	14 (4.2%)
審査を通して付与された特許の権利範囲	125 (37.9%)	49 (14.8%)	62 (18.8%)	19 (5.8%)	31 (9.4%)

¹³ いずれかの庁で「わからない／経験がない」と回答した者を除いて集計。括弧内は、いずれかの庁で「わからない／経験がない」と回答した者を除く有効回答者数に対する各回答の割合。

3. 回答内容の分析

(1) 個別項目についての評価と全体評価との相関(国内出願)

個別項目についての評価と全体評価との関係は、両者間の相関係数を用いて比較することができます。

図 31 は、国内出願における特許審査全般の質(票 1)の個別項目(全 18 項目)についての評価の平均値¹⁴を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。図中左側にある個別項目ほど相対的に評価が低く、図中上側にある個別項目ほど相対的に全体評価との相関が高い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)ことから、図中左上に位置する個別項目に優先的に取り組むべきであると判断できます。今年度調査の結果からは、「判断の均質性」「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」が優先項目¹⁵に該当すると考えられます。

(2) 個別項目についての評価と全体評価との相関(PCT 出願)

図 32 は、PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)の個別項目(全 12 項目)についての評価の平均値¹⁴を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。(1)と同様にして、今年度調査の結果からは、「国際調査等における判断の均質性」が優先項目に該当すると考えられます。

¹⁴ 評価を 5(満足)、4(比較的満足)、3(普通)、2(比較的不満)、1(不満)として集計した場合の平均値。

¹⁵ 優先的に取り組むべき項目

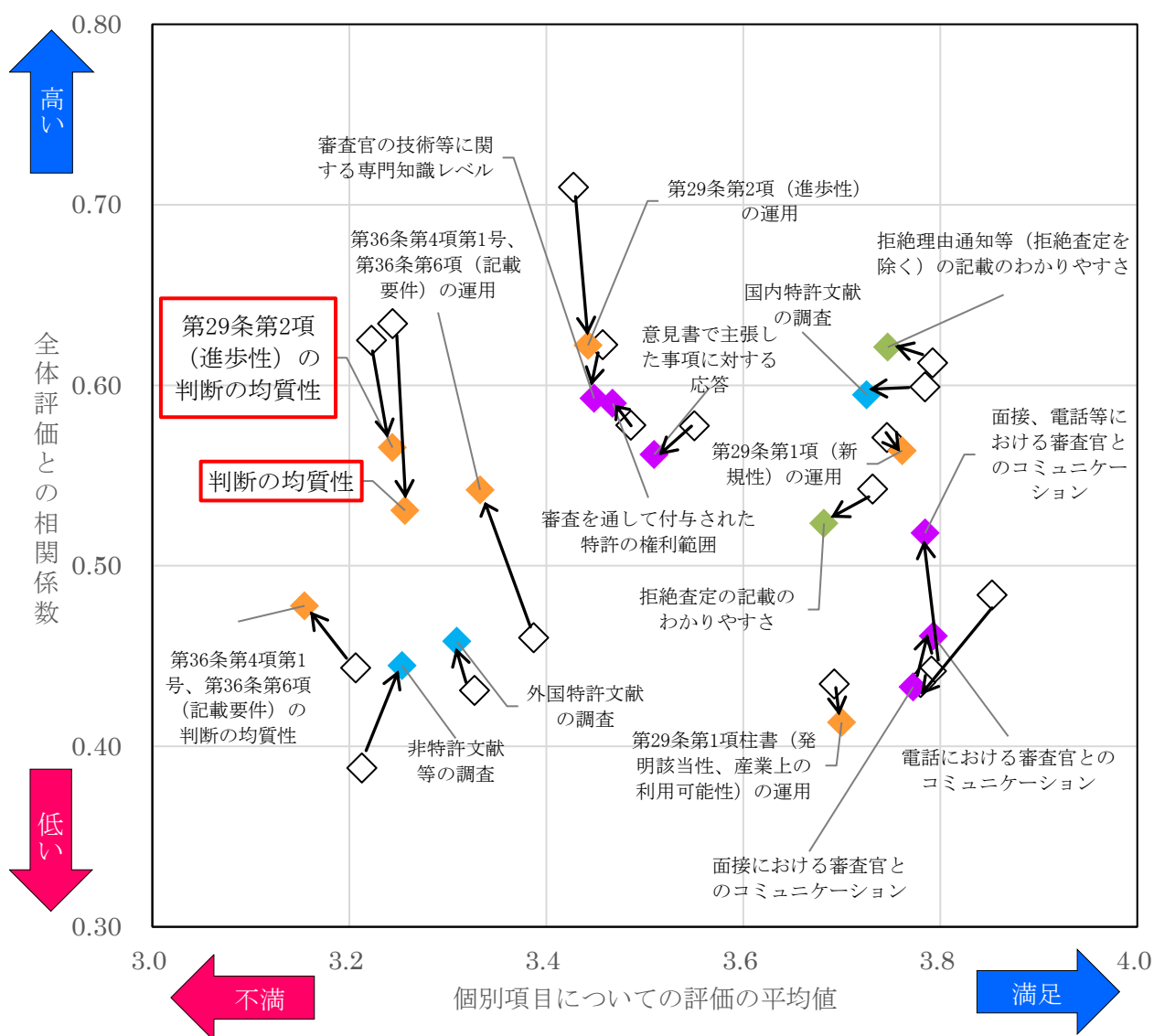
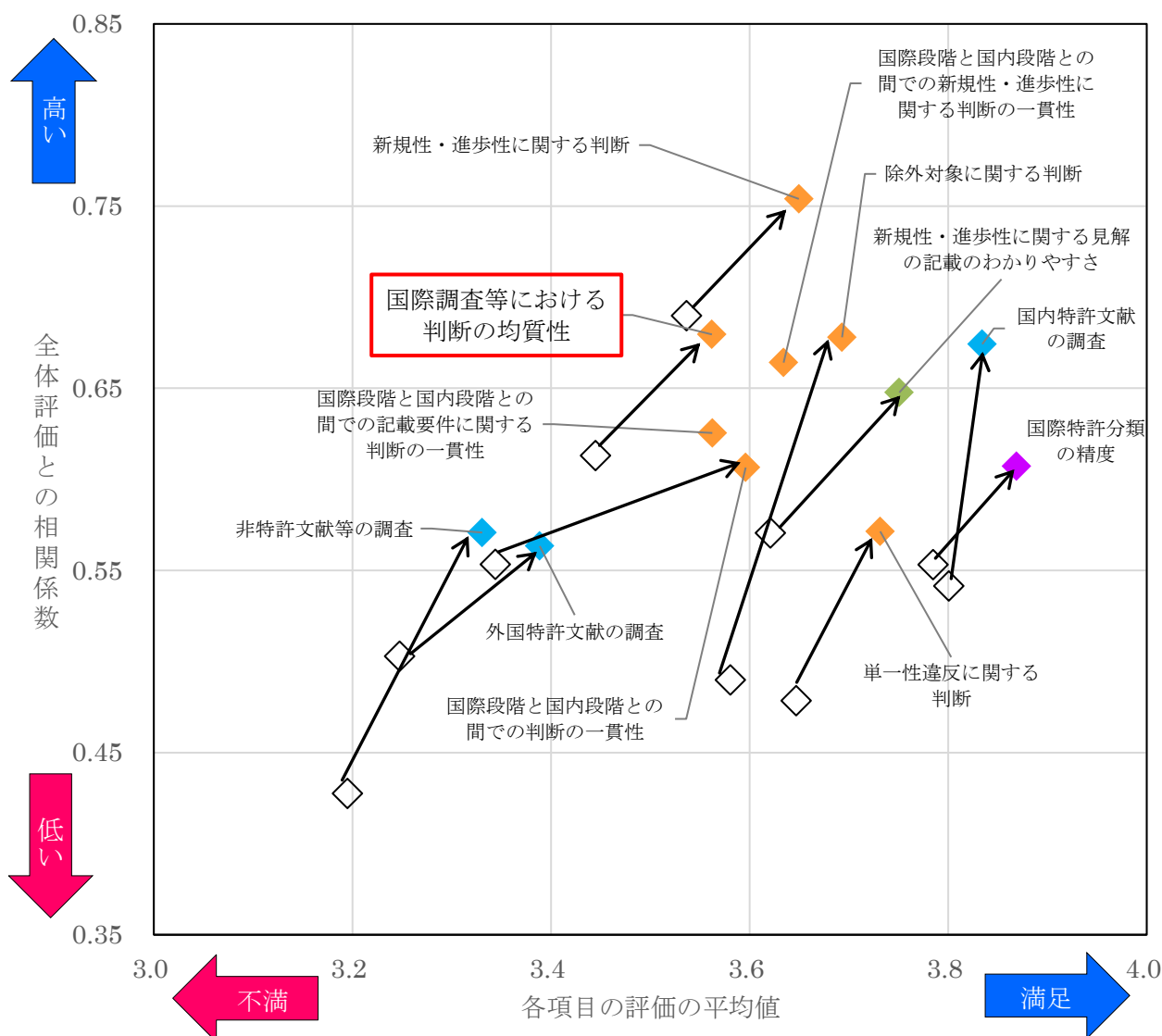


図 31: 個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)¹⁶

¹⁶ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、拒絶理由通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示しています。白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

なお、個別項目(全 18 項目)についての評価の平均値は、昨年度調査の結果と比較して 11 項目で減少し、7 項目で増加しました。平均値が減少した 11 項目は、減少が大きい順に「面接における審査官とのコミュニケーション」、「国内特許文献の調査」、「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用」、「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性」、「拒絶査定の記載のわかりやすさ」、「拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさ」、「意見書で主張した事項に対する応答」、「審査を通して付与された特許の権利範囲」、「外国特許文献の調査」、「審査官の技術等に関する専門知識レベル」、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」でした。また、平均値が増加した 7 項目は、増加が大きい順に「非特許文献等の調査」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」、「第 29 条第 1 項(新規性)の運用」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」、「電話における審査官とのコミュニケーション」、「判断の均質性」、「第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用」でした。



¹⁷ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、国際調査等の見解の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示しています。白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

なお、個別項目(全 12 項目)についての評価の平均値は、令和 5 年度新設の 2 項目を除いた全 10 項目で増加しました。平均値が増加した 10 項目は、増加が大きい順に「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」、「外国特許文献の調査」、「新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ」、「非特許文献等の調査」、「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」、「除外対象に関する判断」、「単一性違反に関する判断」、「国際特許分類の精度」、「国内特許文献の調査」でした。

4. 調査結果のまとめ

令和4年度の国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が96.6%(昨年度調査では95.7%)、上位評価割合¹⁸が61.1%(昨年度61.3%)で、個別項目についての評価も含め、昨年度調査の結果から大きな変化は見られませんでした(図1～図19)。

自由記入欄を見ると、個別項目のうち、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見が特に多く、審査官によるユーザーの主張への理解が適切になされたとの肯定的な意見や、面接・電話対応後の判断の変更に関して改善を期待する意見が多く見られました。

個別項目についての評価と全体評価との相関から、「判断の均質性」、「第29条第2項(進歩性)の判断の均質性」が優先項目¹⁹に該当すると考えられます(図31)。

一方、令和4年度のPCT出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が97.1%(昨年度調査では97.5%)、上位評価割合が63.7%(同59.0%)で、ほぼ全ての個別項目についての上位評価割合が、調査開始以来過去最多となりました(図20～図30)。

個別項目についての評価と全体評価との相関から、「国際調査等における判断の均質性」が優先項目に該当すると考えられます(図32)。

今後も、これまでの審査の質の維持・向上のための取組を着実に実施するとともに、特許庁で実施している他の分析結果も踏まえ、今回抽出された「判断の均質性」等の課題の改善に取り組んでまいります。

5. 今後のユーザー評価調査について

ユーザーニーズの継続的な把握のため、来年度以降も同様の調査を継続する予定です。今後の調査に当たっては、実施時期や実施方法、調査対象者の選定方法、調査票の内容等について、更なる改善に向けて検討してまいります。

なお、本調査の結果は、産業構造審議会の知的財産分科会に設けられた審査品質管理小委員会における、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価等の議論のための基礎としても活用されます。

¹⁸ 「満足」「比較的満足」の評価の割合

¹⁹ 個別項目のうち、特許審査全般又は国際調査等全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は3.(1)参照。

謝辞

本調査の実施に当たりましては、多くのユーザーの皆様の御協力を頂きました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による評価を継続し、その結果に基づいて、特許審査及びその関連業務の継続的な改善を推進していく必要があります。引き続きの御協力をお願いいたします。

(付録)調査票

【特許（票1）】国内出願における特許審査全般の質について（1/2）						
次の【1】～【4】の問いに、2022年度の特許審査（審判は含みません）のご経験に基づいてお答えください。						
【1】2022年度の特許審査全般の質についてどのように感じていますか。【必須】						
☐ 満足 ☐ 比較的満足 ☐ 普通 ☐ 比較的不満 ☐ 不満						
【2】2022年度の特許審査の質に関し、以下の個別項目の評価についてお答えください。【必須】						
「8. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」、「8-1.」、「8-2.」は、2022年度に面接、電話等で審査官と直接コミュニケーションをとっていないとき、「わからない／経験がない」にチェックしてください。						
「9. 審査を通して付与された特許の権利範囲」は、出願の開示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているかを評価してください。						
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない／ 経験がない
1. 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載のわかりやすさ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 拒絶査定記載のわかりやすさ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-1. 第29条第1項柱書（発明該当性、産業上の利用可能性）の運用	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-2. 第29条第1項（新規性）の運用	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-3. 第29条第2項（進歩性）の運用	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-4. 第36条第4項第1号、第36条第6項（記載要件）の運用	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 判断の均質性	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4-1. 第29条第2項（進歩性）の判断の均質性	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4-2. 第36条第4項第1号、第36条第6項（記載要件）の判断の均質性	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-1. 国内特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-2. 外国特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-3. 非特許文献等の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6. 審査官の技術等に関する専門知識レベル	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7. 意見書で主張した事項に対する応答	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8-1. 面接における審査官とのコミュニケーション	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8-2. 電話における審査官とのコミュニケーション	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9. 審査を通して付与された特許の権利範囲	☐	☐	☐	☐	☐	☐
上記【2】の個別項目のうち、特に満足・不満等の評価の背景となった具体的な事例等があればお答えください。【任意】						
※事例等は、後日、通年で実施中の「個別の審査の質についてのユーザー評価調査」からお答えいただく形で差し支えございません。						
回答する個別項目をプルダウンで選択ください。 ※特に「8. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」、「8-1.」、「8-2.」の評価項目につきましては、細かな点でも構いませんので積極的にご回答いただけますと幸いです。						
評価の背景となった具体的な事例（出願番号、登録番号）や技術分野等をご記入ください。 ※記載すべき技術分野が不明な場合は、 審査第一部～第四部の担当技術の概要（PDF：190KB） をご参照ください。 ※「4. 判断の均質性」、「4-1.」、「4-2.」をご選択の際は、可能な限り、比較対象となる他の案件を含めて複数の案件をご記入ください。 <記入例> ・①特願2020-012XXX ・②特許第765XXXX号 ・技術分野：計測						
具体的な事例や技術分野等について、満足・不満等と評価された主なポイントをご記入ください。 ※複数の事例をご記入された場合は、該当する案件とその内容が区別できるようにご記入ください。 <記入例> ・①：〇〇な点で、〇〇と感じた。 ・②：〇〇な点で、〇〇と感じた。 ・①と②において、〇〇な点で均質性がないと感じた。						
ご記入頂いた事例及び内容は、品質向上を目的として担当審査官にフィードバックすることがあります。希望されない場合は、右の「事例についての担当審査官へのフィードバック不可」をチェックしてください。				☐ 事例についての担当審査官へのフィードバック不可		
回答したい他の個別項目があれば、右の「入力欄の追加」にチェックして表示される入力欄にご記入ください。				☐ 入力欄の追加		
【2】に関するその他の自由記入欄						

【特許（票1）】国内出願における特許審査全般の質について（2/2）

【3】特許審査の質に関し、次の各観点からそれぞれ偏れている（または望ましい）と感じる序があればチェックしてください（複数序を選択可）。【任意】

特に偏れていると感じる序がない観点、比較できない観点については、チェックしていただく必要はありません。

審査の質がよくわからない序、他庁と比較できるほど審査を受けた経験がない序については、「0. わからない／経験がない」をチェックしてください。

JPO＝日本国特許庁、USPTO＝米国特許商標庁、EPO＝欧州特許庁、CNIPA＝中国国家知識産権局、KIPO＝韓国特許庁

「9. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」は、直接または間接的に（代理人を通じて）、面接、電話等で審査官とコミュニケーションをとっていないとき、チェックしていただく必要はありません。

「10. 審査を通して付与された特許の権利範囲」は、出願の開示や先行技術との対比において、十分な権利範囲となっているかを評価してください。

	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
0. わからない／経験がない	☐	☐	☐	☐	☐
1. 拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	☐	☐	☐	☐	☐
2. 発明該当性、産業上の利用可能性（特許適格性）の判断	☐	☐	☐	☐	☐
3. 新規性・進歩性の判断	☐	☐	☐	☐	☐
4. 記載要件の判断	☐	☐	☐	☐	☐
5. 判断の均質性	☐	☐	☐	☐	☐
6. 先行技術文献調査	☐	☐	☐	☐	☐
7. 審査官の技術等に関する専門知識レベル	☐	☐	☐	☐	☐
8. 意見書で主張した事項に対する応答	☐	☐	☐	☐	☐
9. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	☐	☐	☐	☐	☐
10. 審査を通して付与された特許の権利範囲	☐	☐	☐	☐	☐

【3】に関する自由記入欄（【3】の各観点や、上記以外の国／地域の特許庁に関するご意見）

【4】その他、追加のご意見・ご要望等ございましたらご記入ください。【任意】

「個別の審査の質についてのユーザー評価調査」へのご協力をお願い

審査の質の改善につなげるため、個別の国内出願（およそ1年以内に最終処分（特許査定・拒絶査定）がされた公開済みのもの）における特許審査の質についての評価を、「[個別の審査の質についてのユーザー評価調査](#)」から通年で受け付けています。こちらの調査にもご協力をお願いします。

【特許（票2）】PCT出願における国際調査等全般の質について

次の【1】～【3】の問いに、2022年度の国際調査等（国際調査報告（様式210）・見解書（様式237）・国際予備審査報告（様式409））のご経験に基づいてお答えください。

【1】2022年度の国際調査等全般の質についてどのように感じていますか。【必須】

- ☐ 滿足 ☐ 比較地滿足 ☐ 普通 ☐ 比較的不滿 ☐ 不滿

【2】2022年度の国際調査等の質に関し、以下の個別項目の評価についてお答えください。〔必須〕

「2. 除外対象に関する判断」は、科学および数学の理論や事業活動、情報の単なる提示などにより調査の除外対象となったものに関する判断を評価してください。

「7. 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」は、日本国特許庁が行った国際調査等での判断と、日本国への国内移行後の判断との間での一貫性を評価してください。なお、国際段階では、実体的な記載要件違反のうち、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反についてのみを指摘する運用となっています（[PCT国際調査及び予備審査ハンドブック84.7\(2\)a](#)等参照）。記載要件違反に關し、外形上、国際段階と国内段階との間で判断の一貫性を欠く案件であっても、それが各段階での当該適用の相違に起因すると考えられる場合は、判断の一貫性を有する案件として評価ください。

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない／ 経験がない
1. 国際特許分類の精度	○	○	○	○	○	○
2. 除外対象に関する判断	○	○	○	○	○	○
3. 単一性違反に関する判断	○	○	○	○	○	○
4. 新規性・進歩性に関する判断	○	○	○	○	○	○
5. 新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ	○	○	○	○	○	○
6. 国際調査等における判断の均質性	○	○	○	○	○	○
7. 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性	○	○	○	○	○	○
7-1. 新規性・進歩性に関する判断	○	○	○	○	○	○
7-2. 記載要件に関する判断	○	○	○	○	○	○
8-1. 国内特許文献の調査	○	○	○	○	○	○
8-2. 外国特許文献の調査	○	○	○	○	○	○
8-3. 非特許文献等の調査	○	○	○	○	○	○

上記【2】の個別項目のうち、特に満足・不満等の評価の背景となった具体的な事例等があればお答えください。【任意】

※事例等は、後日、通年で実施中の「[個別の審査の質についてのユーザー評価調査](#)」からお答えいただく形で差し支えございません。

回答する個別項目をプルダウンで選択ください。

評価の背景となった具体的な事例（出願番号、登録番号）や技術分野等をご記入ください。

※「6. 国際調査等における判断の均質性」を導出の際は、可能を限り、比較対象となる他の案件を含めて複数の案件を登録してください。

※ 10、国際調査手における判断の責任は、たとえ選択の際は、可能な限り、比較対象となる他の案件と合わせて複数の案件と記入したとき、

- ・ ②W O 2023/012XXX
- ・ 技術分野：計測

具体的な事例や技術分野等について、満足・不満等と評価された主なポイントをご記入ください。

※複数の事例をご記入された場合は、該当する案件とその内容が区別できるようにご記入ください。

＜記入例＞

- ・②：○○な点で、○○と感じた。
- ・①と②において、○○な点で均質性がないと感じた。

ご記入頂いた事例及び内容は、品質向上を目的として担当審査官にフィードバックすることがあります。 希望されない場合は、右の「事例についての担当審査官へのフィードバック不可」をチェックしてください。	☐ 事例についての担当審査官へのフィードバック不可
--	---

回答したい他の個別項目があれば、右の「入力欄の追加」にチェックして表示される入力欄にご記入ください。

□ 入力欄の追加

【2】に関するその他の自由記入欄

【3】その他、追加のご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。〔任意〕

「個別の審査の質についてのユーザー評価調査」へのご協力をお願い

審査の質の改善につなげるため、個別のPC出願（およそ1年以内に国際調査等がされた国際公開済みのもの）における国際調査等の質についての評価を、「[個別の審査の質についてのユーザー評価調査](#)」から通年で受け付けています。こちらの調査にもご協力をお願いします。

[Patent (Sheet 1)] Overall Quality of Patent Examination on National Applications (1/2)						
Please answer questions [1] to [4], according to your experience in the patent examination process (excluding appeal examination) in FY2022.						
[1] How would you rate the overall quality of patent examination at the JPO in FY2022? [Required]						
☐ Satisfied ☐ Somewhat Satisfied ☐ Neutral ☐ Somewhat Unsatisfied ☐ Unsatisfied						
[2] How would you rate the following items in patent examination at the JPO in FY2022? [All items are required]						
Please select <i>Not Sure/No Experience</i> in items 8, 8-1, and 8-2 if you did not communicate with examiners directly.						
Item 9 means whether the scope of granted patent is sufficient or not, in view of the contents of the application and prior art.						
	Satisfied	Somewhat Satisfied	Neutral	Somewhat Unsatisfied	Unsatisfied	Not Sure/No Experience
1. Thorough and easy-to-understand description in notifications of reasons for refusal	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. Thorough and easy-to-understand description in decision of refusal	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-1. Application of the main paragraph of Article 29 (1) (eligibility for patent and industrial applicability)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-2. Application of Article 29 (1) (novelty)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-3. Application of Article 29 (2) (inventive step)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-4. Application of Article 36 (4) (i) and Article 36 (6) (requirements for description and claims)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. Consistency of judgements among examiners	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4-1. Consistency of judgements among examiners on Article 29 (2) (inventive step)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4-2. Consistency of judgements among examiners on Article 36 (4) (i) and Article 36 (6) (requirements for description and claims)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-1. Prior art searches (Domestic patent literature searches)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-2. Prior art searches (Foreign patent literature searches)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-3. Prior art searches (Non-patent literature searches)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6. Level of examiners' expertise in technical details	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7. Responses to written opinions	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8. Communication with examiners in face-to-face interviews and telephone conversations	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8-1. Communication with examiners in face-to-face interviews	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8-2. Communication with examiners in telephone conversations	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9. Scope of patents granted after examination	☐	☐	☐	☐	☐	☐
Please provide specific cases, if any, behind your evaluations of the item in [2] above. [Voluntary] * Alternatively, you can later provide your cases in the User Satisfaction Survey on Examination Quality on Specific Applications conducted throughout the year.						
Please choose the individual item from the pull-down menu. *Any information, however trivial, would be much appreciated especially on 8. Communication with examiners in face-to-face interviews and telephone conversations, as well as 8-1. and 8-2.						
Please specify cases (application and registration numbers) and technical fields behind your evaluations. *For technical fields to be specified, please refer to Outline of Technology Examined in Examination Departments (PDF:69KB) *For 4. Consistency of judgements among examiners, 4-1. and 4-2., please provide as many cases as possible, including ones to be compared with. <Example> ・ (1) Japanese Patent Application No. 2020-012XXX ・ (2) Japanese Patent No. 765XXXX ・ Technical field: measurement						
Please give us main reasons for your satisfaction/dissatisfaction with the case(s) and technical field(s). *If you provide multiple cases, you need to provide the reasons for each case separately. <Example> ・ (1): I am satisfied/dissatisfied with ... because/in terms of ... ・ (2): I am satisfied/dissatisfied with ... because/in terms of ... ・ From (1) and (2), I found the judgement inconsistent in terms of ...						
Cases and information you provide could be fed back to our examiners in charge for quality improvement. If you do not wish that, please check the box on the right.				☐ I do NOT wish my responses to be shared with the examiner.		
If you would like to give us feedback on other individual items, please check the box on the right to add an entry field for your comments.				☐ Add an entry field		
Please feel free to comment on the items in [2]						

[Patent (Sheet 1)] Overall Quality of Patent Examination on National Applications (2/2)

[3] Please select all Offices you think are superior at (or preferable for) the following items in patent examination. [Voluntary]

Please leave all boxes unchecked if you feel that no office is superior at any item or if you are unable to compare.

Please check the box(es) in item 0 (Not sure/No experience) if you are unsure about an office's examination quality or if you have an insufficient number of application examinations by an office to make a viable comparison.

JPO: Japan Patent Office, USPTO: United States Patent and Trademark Office, EPO: European Patent Office, CNIPA: China National Intellectual Property Administration, KIPO: Korean Intellectual Property Office

Please leave the box(es) in item 9 unchecked if you did not communicate with examiners directly or indirectly (through your attorneys).

Item 10 means whether the scope of granted patent is sufficient or not, in view of the contents of the application and prior art.

	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
0. Not sure/No experience	☐	☐	☐	☐	☐
1. Thorough and easy-to-understand description in notifications of reasons for refusal and decision of refusal	☐	☐	☐	☐	☐
2. Judgement on eligibility for patent and industrial applicability	☐	☐	☐	☐	☐
3. Judgement on novelty/inventive step	☐	☐	☐	☐	☐
4. Judgement on requirements for description and claims	☐	☐	☐	☐	☐
5. Consistency of judgements among examiners	☐	☐	☐	☐	☐
6. Prior art searches	☐	☐	☐	☐	☐
7. Level of examiners' expertise in technical details	☐	☐	☐	☐	☐
8. Responses to written opinions	☐	☐	☐	☐	☐
9. Communication with examiners in face-to-face interviews and telephone conversations	☐	☐	☐	☐	☐
10. Scope of patents granted after examination	☐	☐	☐	☐	☐

Please feel free to comment on items in [3] or other national/regional offices.

[4] Please provide any other comments/requests/suggestions in the column below. [Voluntary]

Request for User Satisfaction Survey on Quality of Examination on Specific Applications

We would also like to invite you to participate in our [User Satisfaction Survey on Quality of Examination on Specific Applications](#) regarding the quality of patent examination on specific national applications (sent final decisions within a year and published). We would appreciate your cooperation in helping us improve the quality of patent examination.